

令和7年 第4回定例会

美 瑛 町 議 会 会 議 録

(第1号) 6月19日 開会

美 瑛 町 議 会

# 議 事 日 程 (第 1 号)

令和 7 年第 4 回美瑛町議会定例会

令和 7 年 6 月 1 9 日午前 9 時 3 0 分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 議会運営について (議会運営委員会審査報告)
- 第 3 会期の決定について
- 第 4 一般質問〔青田知史議員、白石久代議員、八木幹男議員、  
保田 仁議員、興梶勝也議員〕

○出席議員（13名）

1番	武田信玄	議員
2番	桑谷覺	議員
3番	京屋愛子	議員
4番	興栢勝也	議員
5番	保田仁	議員
6番	青田知史	議員
7番	白石久代	議員
8番	坂田昌則	議員
10番	八木幹男	議員
11番	谷本憲一	議員
12番	山本賢一	議員
13番	高田紀子	議員
議長	14番 野村祐司	議員

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町	長	角	和	浩	幸	君										
副	町	長	吉	川	智	巳	君									
会	計	管	理	者	今	野	聖	貴	君							
総	務	課	長	新	村		猛	君								
行	財	政	改	革	推	進	室	長	竹	本	匡	志	君			
ま	ち	づ	く	り	推	進	課	長	高	島	和	浩	君			
地	域	み	ら	い	創	造	室	長	谷	口	雄	二	君			
税	務	課	長	岩	佐	和	男	君								
収	納	対	策	室	長	山	上	修	司	君						
住	民	生	活	課	長	庄	司	篤	史	君						
保	健	福	祉	課	長	鎌	田	静	香	君						
地	域	包	括	支	援	セ	ン	タ	ー	所	長	藤	本	浩	彰	君
子	ど	も	・	子	育	て	支	援	室	長	江	花		一	君	
商	工	観	光	交	流	課	長	赤	間	昭	己	君				
文	化	ス	ポ	ー	ツ	課	長	才	川	健	一	君				
ジ	オ	パ	ー	ク	推	進	室	長	長	野	克	哉	君			
農	林	課	長	平	間	克	哉	君								
建	設	水	道	課	長	今	瀧		毅	君						
水	道	整	備	室	長	石	崎	智	大	君						
町	立	病	院	事	務	局	長	才	川	育	世	君				
総	務	課	課	長	補	佐	柴	田	崇	史	君					
総	務	課	課	長	補	佐	餌	取		良	君					
教	育	課	長	鈴	木	貴	久	君								
管	理	課	長	鈴	木		誠	君								
図	書	館	長	大	庭	路	世	君								
農	業	委	員	会	会	長	只	野		透	君					
農	業	委	員	会	事	務	局	長	観	音	太	郎	君			
代	表	監	査	委	員	菅		範	之	君						

○書記

事務局長 梶原 祐治 君  
係長 藤原 元貴 君

---

開会挨拶

---

○議長（野村祐司議員） 皆さんおはようございます。令和7年第4回定例会開議にあたりご挨拶を申し上げます。

6月に入りましたが、初夏といいながらも、猛暑が予想されております。産業観光など、それぞれ生産活動も活発になってまいりました。経済に結びついたそれぞれの順調な推進を願うところでございます。

本日の定例会でございますが、5名の議員から12本の12項目の質問が通告されております。発言に当たりましては、会議規則第54条に従い、全て簡明に行うことと、加えて議題外の発言はできませんのでご了承お願いいたします。なお、発言につきましては、従来のとおり、議長許可を得るようにお願いをしたいと思います。それではよろしくご審議のほどお願い申し上げます。よろしくお願ひいたします。

---

開会及び開議宣告

---

○議長（野村祐司議員） ただいまから令和7年第4回美瑛町議会定例会を開会いたします。本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13人です。

---

美瑛町町民憲章の朗唱

---

○議長（野村祐司議員） これから、美瑛町町民憲章の朗唱を行います。ご起立をお願いいたします。傍聴の方もすみませんがご起立をお願いします。

○事務局長（梶原祐治君）

（全員起立して町民憲章の朗唱を行う）

（朗唱文の記載を省略する）

---

招集挨拶

---

○事務局長（梶原祐治君） 角和町長から本定例会招集の挨拶があります。

（「はい」の声）

角和町長。

(町長 角和 浩幸君 登壇)

○町長(角和浩幸君) 皆様おはようございます。令和7年、美瑛町議会第4回定例会、議員の皆様のご出席で開催頂きましたこと、心より御礼を申し上げます。また日頃より、大所高所からのご指導を賜っておりますことを、改めて感謝、御礼を申し上げる次第でございます。

ただいま野村議長のご発言ご挨拶ございましたとおり、私も朝起きていや北海道らしい美瑛らしい6月のすがすがしい朝だなと思いました。この春、天候不順などところがありまして町内産業経済への影響が心配されていましたが、ここに来て北海道らしい、美瑛らしい季節に戻ってきたのかなと思います。このまま大きな災害もなく、町内産業経済順調に回ることに心からご祈念を申し上げたいと思う次第でございます。

本定例会には議案13件、諮問1件、報告5件をご提案を申し上げます。いずれも将来の美瑛町の発展のために重要な案件ばかりでございます。慎重なるご審議を賜り、お認め頂きますよう心よりお願いを申し上げます、冒頭のご挨拶にかえさせていただきます。ありがとうございました。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

---

○議長(野村祐司議員) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則126条の規定によって、4番興梶勝也議員と8番坂田昌則議員を指名いたします。

---

#### 諸般の報告

---

○議長(野村祐司議員) これから諸般の報告を行います。

○事務局長(梶原祐治君)

(諸般の報告を省略する)

以上です。

○議長(野村祐司議員) これで諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第2 議会運営について

---

○議長(野村祐司議員) 日程第2、本定例会の議会運営について、保田仁議会運営委員会委員長の報告を求めます。

(「はい」の声)

保田委員長。

(議会運営委員会委員長 保田 仁議員 登壇)

○議会運営委員長(保田 仁議員) おはようございます。

(報告書の朗読を省略する)

以上報告いたします。よろしく願いをいたします。

○議長(野村祐司議員) これで議会運営についての報告を終わります。

---

### 日程第3 会期の決定について

---

○議長(野村祐司議員) 日程第3、会期の決定についての件を議題といたします。お諮りします。本定例会の会期は本日から、本日から6月20日までの2日間に決定したいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。会期は本日から6月20日までの2日間に決定いたしました。

本日の議事日程は議会運営委員会の報告のとおりであります。

---

### 行政報告

---

○議長(野村祐司議員) 角和町長から行政報告の申出がありました。これを許します。

(「はい」の声)

角和町長。

(町長 角和 浩幸君 登壇)

○町長(角和浩幸君) 行政報告を申し上げます。署名をお手元に配布済みのことと存じますのでご高覧のほどお願いを申し上げます。7点につきましてご報告をいたします。

まず1点目、寄附の受領についてでございます。いずれも美瑛町立病院に対しまして、温かいご寄附を頂いたところでございます。1件目は株式会社丸善建設代表取締役社長濁沼勇人様から5月1日付けで、町立病院で使用をさせていただきます、ベッドサイドテーブル1台と器具についてご寄贈頂きました。2件目につきましては、フクハラ建運株式会社代表取締役福原福博様から、50万円を、地域医療の発展のためにということでお受けをさせていただいたところでございます。使い道につきましては病院内におきまして検討させていただき、有意義に使わせていただきたいと思います。誠にありがとうございました。

2点目、包括連携協定の締結についてでございます。北海道ガス株式会社、美瑛町農業協同組合、美瑛町森林組合と本町美瑛町の4者におきまして、6月9日に包括連携協定を締結した

ところでございます。主に北海道ガス株式会社によりまして、農協、森林組合、美瑛町が所有、保有しております森林からJクレジットを創出し、町内での活用を促進するなど、地域経済の活性化と脱炭素の推進を図ることを目的とした協定となっているところでございます。各社の皆様に感謝を申し上げますところでございます。

3点目、令和6年度年間観光客入り込み状況についてでございます。全体では268万6,300人、前年度比で12.5%の増。宿泊延べ数につきましては、19万7,600泊。こちらにつきましても、前年度比24.7%の増加となっております。観光活動が全国的に活性化していることを受けた美瑛町でもその流れを頂いているという風に受け止めているところでございます。

4点目、農作物の生育状況につきまして、令和7年6月1日現在でございますが、お手元配布のとおり、1の水稻から5の春まき小麦まで、いずれも並となっているところでございまして、今後の順調な生育を期待しているところでございます。

5点目、びえい桜まつり、6点目、丘のまちびえいヘルシーマラソン2025につきまして、今年もご案内のとおりの内容で実施をさせていただきました。桜まつりにおきましては、実行委員会の皆様に、また心から感謝申し上げますし、ヘルシーマラソンにつきましては、議会議員の皆様方にも多くご協力ご参加を賜ったところでございまして、町民の皆様に向けても、合わせまして共々心より感謝を申し上げます。

7点目、美瑛町の戦没者追悼式の開催につきまして、本年も6月15日11時から町民センターで実施をさせていただきました。75名のご参列を頂いたところでございます。こちらにおきましても、議会議員の皆様のご参列を賜りまして、心より感謝を申し上げます。以上でございます。

○議長（野村祐司議員） これで行政報告を終わります。

---

#### 日程第4 一般質問

---

○議長（野村祐司議員） 日程第4、一般質問を行います。通告の順番に発言を許します。

それでは初めに、6番、青田知史議員。

（「はい」の声）

6番、青田議員。

（6番 青田 知史議員 登壇）

○6番（青田知史議員） おはようございます。議長のお許しを頂きましたので、通告に従い一般質問を行います。6番、青田知史。質問方式は、回数制限方式です。6問ございまして、1、2、3、5、6については町長に。4番目については、教育長に質問をいたします。

質問1番目、国際親善交流の推進について。本年4月に在札幌モンゴル国名誉領事館の公式行事として、名誉領事をはじめとする領事館関係者等と、モンゴルのスフバートル市及び首都のウランバートル市への公式訪問に同行し、現地の状況を視察して来ました。

今年7月には天皇皇后両陛下がモンゴルを公式訪問されるとの報道があります。また美瑛町には、昨年からモンゴルの閣僚や複数の国会議員などの要人が訪れており、さらに今年度はスフバートル市からの訪問団が来町する予定となっています。加えて、美瑛町出身の竹内一秋氏が武部勤元農林水産大臣の後任として在札幌モンゴル国名誉領事を務め、町内にはモンゴル出身の酪農経営者が活躍されているなど多様な人的つながりも存在します。

このようなつながりと、スフバートル市訪問団の受け入れという絶好の機会を活かして、本町とスフバートル市との親善交流を進めるとともに、友好都市連携締結も視野に、今後の展開について検討を始めるべきと考えます。

令和6年第5回定例会の国際交流に関する一般質問で、町長は積極的に推進していくと答弁で意思表示されました。今後のスフバートル市を含む国際親善交流の推進について町長の認識を伺います。

2番目、民有未利用地の現状と利活用について。令和2年6月18日開催の第4回定例会において、私は企業誘致による地域振興策について一般質問を行いました。当時、角和町長は市街地におけるホテル建設計画に関して、事前協議の段階で何度か接触があったとし、持ち込まれた話に対して町としての立場を伝えていくスタンスで臨むと答弁しました。

このやり取りは、当時のニューノーマル（新常態）を見据えた町政運営を問う中でのことでしたが、現在に至るまで当該計画の進展は見られず、本通りの入口に位置するその土地は依然として空閑地のままとなっています。

また、令和4年10月には、町内旭地区の約136haの土地が13億円で売りに出されました。かつてゴルフ場計画が持ち上がったこの土地も、その後も複数の開発案が持ち込まれてはいるものの、いずれも実現には至らず、現在も未利用の状態です。

こうした民有未利用地の存在は、地域資源の埋もれとも言える状況です。前者は中心市街地活性化整備事業の対象エリアとして、後者は国土利用計画法の届出対象となる開発行為に関わることから、町のスタンスと今後の可能性について、次の3点を伺います。

- (1) 町内の民有未利用地について、町はいかなる情報を持ち、どのように整理しているか。
- (2) 民間事業者との連携により、これら民有未利用地の活用を促進する考えがあるか。
- (3) 地域住民との協働によって、民有未利用地を暫定的にでも地域資源として活用する取り組みを後押しする考えはないか。

3番目、公民連携と高付加価値化による林業振興の考えは。国産木材の需要拡大を通じた林業の振興による中山間地域の活性化が強く期待されている中、大手不動産グループが、今年4

月に森林資源と地域経済の持続可能な好循環の実現に寄与するため、大規模木造建築のブランド化を発表しました。

4月に着工した神奈川県複合業務施設では、同グループが保有する美瑛町の森林から産出されたトドマツ材が、構造材及び内装仕上げ材の一部に採用されています。この事例は、CLT（直交集成材）など高付加価値木材の可能性を示すとともに、木造部分は、従来の鉄骨造と比較して建築時のCO<sub>2</sub>排出量を約40%削減すると試算されています。

しかし、CLT生産のためには、大規模な設備投資と技術力が必要であり、本町においてすぐに同様の事業を構築することは容易ではありません。

こうした背景を踏まえ、本町の森林資源を活かすためには、現状に適した規模での木材の高付加価値化や需要拡大、そして地道なブランドづくりが重要であると考えます。

本町の森林資源を地域経済に活かしていくため、次の4点について伺います。

- (1) 美瑛産木材の活用状況と課題は。
- (2) 木材利用促進策と森林環境譲与税活用の考えについて。
- (3) 建築用材・内装材などへのブランディング・販路開拓支援の考えは。
- (4) 大手企業等との連携による需要創出の考えは。

4番目、美瑛町図書館が知的好奇心を育む灯台となるために。令和6年12月に文部科学省が開催した、図書館・学校図書館の運営の充実に関する有識者会議において、家庭の蔵書数が25冊以下の子供たちが約3割おり、この2、3年で1%ずつ増えているという調査結果と、家庭の蔵書数の減少が不読率の増加に直結し、学力や読解力の低下につながる可能性が指摘されました。

有識者会議では、家庭での読書環境が不足する中で、公立図書館や学校図書館が子どもの読書機会を確保する重要な場であることも強調されています。

美瑛町図書館はこれまでも多くの方々の応援をいただきながら、本町の知の源泉として町民の読書機会を提供するだけでなく、おはなし会や図書館まつりなどの各種イベントも開催して地域コミュニティ拠点の役割も担ってきました。

これからも、子どもからシニアまでが学び合う場として、読書文化の振興と、なにより子どもの知的好奇心を育む役割を期待し、次の4点について伺います。

- (1) 図書館司書の配置状況について。
- (2) 子どもの読書活動応援事業の現状と不読率対策について。
- (3) デジタル化の取り組みについて。
- (4) 子どもの声を反映した取り組みについて。

5番目、避難行動要支援者名簿の整備状況と課題は。平成25年6月の災害対策基本法の一部改正により、防災施策において特に配慮を要する高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者の

うち、災害発生時の避難等に特に支援を要する方のために、「避難行動要支援者名簿」の作成が義務付けられました。

美瑛町地域防災計画及び美瑛町国民保護計画でも、災害等で避難行動が困難な高齢者や障がい者等の避難行動要支援者名簿を本人の同意のもとに記載、整備し個人情報保護に配慮しながら支援体制を構築することが定められています。

この名簿を活用することで、災害が起きた時に手助けを必要とする方に対して、町内会、自主防災組織、ご近所の方など地域の住民が連携して支援することが可能となります。

本町は比較的災害の発生が少ない地域ではありますが、いざという時の備えのために必要性が高いこれらの名簿の整備状況と、管理の現状及び課題について伺います。

6番目、ゲートキーパー養成の考えは。北海道では毎日2～3名が自殺で亡くなり、上川中部でも毎年約70人が自ら命を落としているといわれています。

本町では、全ての人がかけがえのない個人として尊重され、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、その対策を総合的に推進するために、令和2年3月に美瑛町自殺対策計画を策定し取り組んできましたが、自殺者数は減少したものの、今後も継続した対策が必要と認識しています。

令和7年度から令和11年度まで5年間を期間とするあらたな計画がこの4月からスタートしましたが、自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、生きることの包括的な支援が必要です。

また、地域住民や行政職員が自殺のサインに気づき、孤独や孤立を防ぎ、適切な支援につなげることが大切です。そのためゲートキーパーの養成を行っている自治体もあります。

本町においても、危険を示すサインに気づき、悩んでいる人に寄り添い、適切な支援につなげる町民を増やすことを検討すべきと考えます。

ゲートキーパーの役割をより多くの町民に啓発し、その養成に取り組む必要性について町長の見解を伺います。以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（野村祐司議員） 6番議員の質問の答弁を求めます。

（「はい」の声）

初めに、角和町長。

（町長 角和 浩幸君 登壇）

○町長（角和浩幸君） 今、青田議員さんからも6項目にわたりますご質問のうち、まず1から3の項目につきまして、私から答弁を申し上げます。

質問事項1項目め、国際親善交流の推進についてお答えをいたします。国際交流は、異なる文化や価値観に触れることで地域に新たな視点や刺激をもたらし、観光や産業、教育など多方面にわたる活性化につながる有意義な取組です。また、次世代の国際感覚や多文化理解を育む

機会にもなり、長期的に地域の力となるものと認識しております。

本町では、モンゴル出身の方が酪農業に従事されているほか、昨年来、モンゴルの閣僚や国会議員の来訪も続いており、本年4月には在札幌モンゴル国名誉領事館の公式行事として、青田議員を始め、観光関係者などがモンゴルを訪問し、現地の状況を視察されました。また、スフバートル市から本町の観光資源を視察するため、訪問団の来町も予定されるなど、モンゴルとの関係が深まっており、親善交流が発展していくと予想されます。将来的な友好都市提携の可能性も視野に入れながら、段階的かつ着実に交流の具体化を図ってまいります。

また、本町ではモンゴルに限らず、台湾等との国際交流にも取り組んでおります。台湾におきましては、宿泊事業者が町内に拠点を構えていることに加え、多くの観光客が来訪されており、観光分野を中心とした実績があります。さらに、シンガポールの大学からは、本町での学生の文化体験プログラムの御提案をいただいております。今後、教育や文化を軸とした交流の可能性を検討しているところです。

本町を取り巻く国際的なネットワークは広がりを見せており、美瑛らしい魅力あるまちづくりと次世代への投資につなげるため、今後も国際親善交流を推進してまいります。

質問事項2点目の民有未利用地の現状と利活用についてお答えをいたします。持続可能なまちづくりにおいて、地域資源を最大限に活用し、多くの人や物の流れを創出することは、地域経済を活性化させる重要な要素であると認識しております。とりわけ、町内に点在する民有未利用地の活用は、商業、観光、農業といった多様な分野において新たな価値を生み出し、本町経済の好循環を作り出す原動力になると考えております。

1点目につきましては、民間が保有する利用の進んでいない土地について、町としては所有者に関する情報など一定程度は把握しており、必要に応じて所有者と協議している状況にあります。

議員御指摘の市街地におけるホテル建設計画につきましては、本町で把握している限り、計画に進展は見られません。また、旭地区の土地につきましても、様々な事業者から活用に係る相談を受けましたが、明確に進行している計画はないものと認識しております。いずれにつきましても、本町のまちづくりにおいて重要な案件と位置づけ、今後の経過を注視してまいりたいと考えております。

2点目につきましては、これまでも民有地の所有者から建設計画等を町に御相談いただきながら進めてきた事業も多くあります。町としましては、民間事業者とのパートナーシップの下、民有未利用地が新たな価値の創出につながるよう、町の考えを御理解いただきながら、積極的な活用が図られるよう連携していきたくと考えております。

3点目につきましては、暫定的にでも民有未利用地を活用することは、地域資源の活用という観点では意義のある取組と考えます。一方で所有者との合意形成や地域住民との運用体制づ

くりなど、一定の課題もあるかと存じますので、今後の丁寧な検討が必要と考えております。

質問事項3項目め、公民連携と高付加価値化による林業振興の考えは、についてお答えいたします。森林資源の循環利用につきましては、森林の多目的機能を維持・向上させ、地球温暖化対策にも貢献する重要な取組と考えられており、本町におきましても、地域材の利用促進につながる支援を進めております。

1点目につきましては、現在、町内で産出された木材は、建材や梱包材、パレット材、パルプ材、集成材等に幅広く活用され、近年では薪利用の需要も高まっております。また、製材の過程で発生した端材につきましても、チップとして余すことなく活用されている現状にあります。しかしながら、地域材をより広く地域経済にいかしていくことが課題となっており、引き続き事業者や関係機関等と連携の下、現状把握と情報収集に努めてまいります。

2点目につきましては、現在、町内の新築住宅の建設や中古住宅の増改築の際に地域材を活用される方、薪ストーブを導入される方に対し、森林環境譲与税を財源とした補助を実施しております。今後も森林環境譲与税を活用した地域材の利用促進に向けた取組を進めてまいります。

3点目につきましては、建築用材や内装材としての活用は、林業・製材業にとどまらず、建築業や観光業など幅広い関連産業への波及効果が期待される分野であります。このため、本町では令和元年度にSGEC（緑の循環認証会議）認証を取得し、ブランド価値の向上に取り組んでおります。また、これまで住宅や公共施設への地域材の利用促進に努めてまいりました。引き続き事業者や関係機関と連携し、地域材の持続可能な利用と販路拡大に向けた支援を進めてまいります。

4点目につきましては、森林資源の更なる利活用を進めていくためには、町内での取組に加え、多様な事業主体との連携を通じた新たな需要創出が重要と考えております。今後も事業者や関係機関と連携を図りながら、地域資源をいかした魅力ある地域経済の展開、企業との協働の可能性を検討してまいります。以上でございます。

（「はい」の声）

○議長（野村祐司議員） 鈴木教育長。

（教育長 鈴木 貴久君 登壇）

○教育長（鈴木貴久君） 私のほうから、質問事項の4項目め、美瑛町図書館が知的好奇心を育む灯台となるために、の答弁を申し上げます。美瑛町図書館は、平成24年に幸町1丁目に新築移転してから、本年で13年目となり、以来町民の皆さまが本に親しむ施設となるようイベント等を定期的で開催しながら運営に努めてまいりました。平成27年度には、「子どもの読書活動推進計画」を策定し、本町のすべての子どもが、自主的に読書活動ができるよう環境整備を図ってきたところです。

1点目につきましては、図書館司書の資格を持った会計年度任用職員を2人配置し、購入図書を選定や本館にない図書のリクエストがあった場合の相互貸借業務、学校図書館や学級文庫への支援等を行っております。

2点目につきましては、平成30年度から行っている子どもの読書活動応援事業は、子どもの数は年々減少しておりますが、令和6年度の読書通帳の達成件数は横ばいの84件となり、子どもの読書意欲を高める取組として効果は上がっていると感じております。今後も、イベント開催の広報や学校図書室の利用促進を図りながら、不読率の減少に努めてまいります。

3点目につきましては、図書の管理においては、市街地の小中学校と図書館システムとの連携により、借りられる本の検索が可能になっております。また、電子図書につきましては、北海道立図書館の電子図書館が利用できることから当面は、この仕組みを促進してまいります。

4点目につきましては、貸出カウンターやイベント開催時において、子ども達の読んでみたい本、調べてみたい本等の要望を聴いて購入に努めるとともに、館内の展示や表示方法を工夫するなど、知的好奇心が育まれるような図書館の運営に努めてまいります。以上です。

○議長（野村祐司議員） 質問事項、5番目、6番目。6番議員の質問答弁求めます。

（「はい」の声）

角和町長。

（町長 角和 浩幸君 登壇）

○町長（角和浩幸君） 引き続き、質問事項を5項目め、6項目めについて答弁を申し上げます。

質問事項5、避難行動要支援者名簿の整備状況と課題は、につきまして答弁をいたします。町民の皆さまが安心して暮らせる環境づくりを推進していく上で、避難行動要支援者名簿の整備と活用は、地域防災の重要な柱の一つであり、高齢者や障がい者など、自らの判断だけでは適切な避難行動を取ることが難しい方々に対して、きめ細かな支援体制を構築するために不可欠な取組と認識しております。

本町では、高齢者世帯や障がい者手帳所持者などの行政の保有情報と併せて、町内全域の町内会、民生委員児童委員、各関係機関と協力しながら、これまでに約1,300人分の避難行動要支援者名簿の作成が完了しております。名簿に登録された情報は、アクセス制限やセキュリティ対策を講じた上で、保健福祉課が一元的に管理し、実態に応じた見直しと更新を適宜実施しております。

さらに、令和3年の災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者が災害時に迅速に避難できるよう、個別避難計画を作成することが市町村の努力義務とされました。本町では、災害時において特に支援を必要とする高齢者や障がい者などの方々の状況に応じた個別避難計画の策定を順次進めておりますが、計画の作成に当たっては、本人同意の下、御家族やケアマネージャーなどからも積極的な情報提供を促す必要があることから、マンパワーの確保や避難支援

関係者への慎重な情報共有が課題となっております。

今後におきましても、実態に沿った避難行動要支援者名簿の整備と併せて個別避難計画の策定を進め、平常時から支え合える地域づくりや体制づくりの推進に努めてまいります。

質問事項6点目、ゲートキーパー養成の考えは、についてお答えいたします。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労や生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立など様々な社会的要因があります。個人の問題として捉えるのではなく、社会的な問題であるとの認識の下、広く社会全体で対策を講じていかなければなりません。

議員御指摘のとおり、本町におきましては、令和2年3月に策定した第1期の、美瑛町自殺対策計画に基づく対策を進めてまいりました。自殺者数は減少したものの、今もなおかけがえない命が失われている現状であることから、令和7年3月策定の第2期計画では、町民一人ひとりが、認めあい、つなぎあい、支えあうことで、生きる力を育み、町民の誰もが自殺に追い込まれることのないように、命を大切にする活動に取り組むを基本理念として掲げ、つながりのある地域づくり、相談支援の充実、自殺対策を支える人材の育成、町民への啓発と周知、地域におけるネットワークの強化、児童生徒のSOSの出し方に関する教育の6つを基本施策に位置づけ、生きることの包括的な支援を進めているところです。

ゲートキーパーの役割の啓発と養成につきましては、基本施策の自殺対策を支える人材の育成の具体的な取組として、実施に向けた検討を始めているところです。ゲートキーパーの養成は、町民への啓発と周知と連動するところもありますので、町民の皆さまには、一人一人が自殺対策の担い手となり、社会全体で自殺対策を進めていくことの大切さを知っていただくとともに、誰もが自殺に追い込まれることのない地域を実現するため、第2期計画の推進に向けて、関係機関、関係団体、町民の皆さまとともに、引き続き取り組んでまいります。以上でございます。

○議長(野村祐司議員) それでは質問事項1、国際親善交流の推薦について。6番議員の発言、再質問を認めます。

(「はい」の声)

6番、青田議員。

○6番(青田知史議員) 答弁頂きました。それでは質問事項の1番目について再質問を行います。三つほど伺います。まず令和6年9月定例会です、国際交流組織の体制整備について伺って、今回、いろいろと町のほうでもですね、進めてきたという風に認識しております。それで過去にありまして美瑛町国際観光交流推進協議会にかわる受皿がですね、今後必要になってくると思うんですけども、まずそちらのほうの協議会どのようにですね、今後設置していくのか、その見通しについて伺います。

続きまして、国際交流。まあ大前提としてやっぱり他国に対する敬意、相手国に対するの

敬意が必要かと思えます。日本の国旗を尊重しなければ、相手の国旗も尊重できない。私そういう風な私思があるんですけども、やはり国際的事例、プロトコルに必要な応じて、やはりこれを学びながらですね、国際交流の中でしっかりと、失礼のないようにというか、礼儀礼節に則ったお付き合いをしていく必要があるかと思うんですけども、その辺り町長のお考えを伺いたいと思えます。何せ10年ぐらいそういう国際交流、美瑛町やってなかったもんですから、東川さんと比べるとですね、なかなかそういうのをこれからやっても大変かと思えますので、ただそのは、まずほんとプロトコル国際的事例しっかりやっていきたい、やっていくべきじゃないかと思ってますんで、伺います。

三つ目としまして、外に対しての国際交流も大切だと思うんですけども、本町に来ている在留の例えば技能実習。技能実習で来てる方だとか、町の関与もそういう技能実習の受入れでいろいろと今後出てくるかと思えますので、その辺り、どのような考えでおられるのか、ちょっと話は先走るかもしれないんですけども、例えばふるさと住民登録制度なんか国のほうでやるのもありますのでね、そういうようなところでいったら外国人もふるさと住民登録制度の登録がね、可能かと思えますので、在留している外国人に対してどのように交流していく思いがあるのか、お考えを伺いたいと思えます。まず以上3点、再質問させていただきます。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 再質問3項目にわたります再質問に対して、お答えをさせていただきます。まず、国際交流の組織体制についてでございますけれども、ご指摘のとおり、しっかりとした組織を組んでいかないと、効果的で有意義な交流が促進する展開することはできないと考えてございます。その観点から、ただいま美瑛町国際交流推進協議会(仮称)でございますけれども、国際交流推進協議会の設置を急ぎ、立ち上げてまいりたいと準備を進めている段階でございます。構成につきましては、町教育委員会はもちろんでございますけれども、観光協会、白金温泉観光組合さん、美瑛町農業協同組合、美瑛町商工会さん、そのほか、国際交流に精通されている有識者の方々などが、構成メンバーに加わっていただければ、大変幅広い範囲の交流。観光のみならず、経済活動でございますとか、教育ですとか、幅広い分野での交流に繋がることが期待できると思ひまして、このような方々を構成とする国際交流の推進協議会の立ち上げを今、急ぎ進めている段階でございます。

2項目めの国際交流に当たってのプロトコル、国際事例の尊重を理解というところでございますけれども、誠に大切な観点であると考えてございます。町内のイベントにおきまして青田議員さんからも、国旗の扱いの方につきましてはのご指導を頂いたという過去例もございます。私どもこれまで国際交流、民間レベルで進んでございますけど、町として取り組んできたところがちょっと間隔が空いてるところがございまして、本当にご指摘のとおり、これで当然だ、

これが普通だという感覚で行っているのが、国際的な感覚から見てそれがふさわしいのかどうかということは今一度、一つずつ見直しを図りながら進めていくことが求められていると感じております。そうでなければ、相手方に対しましても大変失礼なこと、こちらが意図していない、不快な思いも、持たせてしまうことも考えられますので、十分、そのような国際事例プロトコルに配慮した取組を進めてまいりたいと考えてございます。

3点目のうちの内面での美瑛町内での交流でございますけれども、ご指摘のとおり技能実習生の方々、大変多く美瑛町内で既に活動されているところでございます。ただ、ただ現状では、それぞれ受入れ先の各事業者の方々との間の中で、働きやすい生活しやすい環境づくりがそれぞれ進めていただいていると理解しております。そこの部分につきまして、美瑛町として、積極的に何か支援事業を行っているということは、残念ながらご指摘のとおり今のところございません。そのこのところも、ご指摘、ご指導頂きまして、既に美瑛町内の国際化が進んでいる、そのことをもってより今の現状をよりいいものにしていく。また今のあるメリットを生かしていく取組というものを、町行政としてどのような形で関わっていくのかということを検討させていただきたいと思っております。技能実習生につきましては、各事業者の方々の以外にも、担い手、働き手の確保という面から、これからさらにさらに進んでいくとこういう風に思っておりますし、町としてもそこを進めていかないと、町内の担い手映画足りなくなるという風な認識に立っておりますので、技能実習生の方々が働きやすい、交流の場づくりというものも、町としても必要だと考えておりますので、今後検討を進めてまいりたいと考えております。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 6番、青田議員。

○6番(青田知史議員) 答弁頂きました。1点について再々質問させていただきます。今担い手の話ありました。5月の28日に札幌のほうでですね、ベトナムのクエンチ・ベン・ベトナム副首相が北海道ベトナム経済フォーラムというのを開催してですね、それで参加されているいろいろ話聞きます。その中で、やはり農業分野においてもですね、人材確保非常に大事だよ。あとはAIですとかICTの部分でも本当に日本の担い手が不足していく中で、やっぱりそういう海外からのそういう技能実施優秀な学生を含めて取り組んでいく。やはり経済的なこともですね、考えていかなきゃならないというところがあると思っております。ただ単に交流する、そこも大事なんですけれども、やはり実現に結びつけるというか経済に結びつくお互いのそういうメリットが必要なのかなって考えておりますが、今後やはりですねその辺り、本当に町のほうも注視しながら、技能実習に向け注視しながらですね、やっぱりその辺り、経済的なそういう効果といいますか、その辺本当に大事になってくるかと思っておりますので、その協議会の中でその辺りの何ていうんすかね、検討とかその辺り進めていくべきだと考えますが、町長考えをお聞かせください。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) ただいま答弁申し上げたちょっと繰り返しのようになってしまっている面があるかもしれませんが、技能実習生を始めとする海外からの人材の方々に美瑛町内で活躍していただくということは、今後の美瑛町の経済を考えたときに不可欠であり、必ずそっちの方向性を進めていくことになるという風に思っております。そういう意味で、受入れ団体今は民間受入れ団体の皆さま方と、送り出し機関との間の中で人材のやりとりを進めていただいておりますけれども、より積極的に行政、町が関わることで町内全域の経済活動の進展に向けた取組が図れるということでしたら、より一層の美瑛町としての関わりを深めてまいりたいということを検討してどのような手段がとれるのかということも、様々な角度から検討をしている段階でございます。そういう意味で、先ほど申しました協議会、国際交流協議会が、急ぎ設置を目指しております。その中で、先ほど申しましたとおり商工会の方にもぜひとも入っていただきたいと考えておりますので、町内経済の担い手、経済的な利益メリットを交流の中から生み出していくという観点も、大変大事にしながら、それぞれ協議会の中での活動方法についても、どのような形が望ましいのか検討を進めてまいりたいと考えております。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 6番、青田議員。

○6番(青田知史議員) それでは質問を変えて、私有林用地の現状と利活用について。1点目と2点目の対しての再質問と3点目の対しての再質問を1つずついたします。こちら、1点目のところで経過を注視しということと、2点目で民間事業者との連携というお話が答弁の中にごさいました。それで、私、2022年の11月にですね、この旭第6の土地の所有者の方のところへ伺いましてですね、その前、前に、仲介してた不動産会社のところも訪問しまして、それ紹介頂いて、宇都宮在住の所有者の方と言ってます。それで、そのときにですね、可能な限り返し売らないでほしいということだとか、生意気なことを言って帰ってきたんですけども、町のために事業をね、推進、町のための事業になることやってもらいたいとそんなことを理解を求めました。そうすると、この方ですね、本当にご苦労されて87歳ぐらいの高校野球の立派な方なんですけれども、この方いわくですね、町のためになることであれば、売値は下げてもいいよだとか、例えば防衛施設になるんだったらそれ寄附してもいいぐらいなんだとかそんなこと言ってた方です。それをまず、ご承知おきください。それで私気になるのはですね、この方がずっと持っていればいいんですけども、もしかしたら何らかの事情で転売される可能性がある。何かそのことを今危惧してます。年齢もあれですし、やはり実際には動いてはいないんですけども、売りたいという思いはあるということなんで、ですからですね、可能であれば、一度例えば11月に東京美瑛会終わった後だとか、そういうときに誰かですね、

ぜひ会っていただけないかなという風な希望がございます。ニセコなんかでも乱開発で途中でとまってしまうそういうホテルの計画だとかっていうのはあるように思いますし、これからですね、どのようになるか分かりませんので、ですからその辺のところですね、町としては注視するよりも、もうなおかつちょっといろんなつながりあるかと思しますので、その所有者の方といろんなこう話し合うきっかけになるかなと思しますので、どうかその辺り、お考えを伺いたいと思います。

3点目としてですね、昨日もちょっとある方と話したんですけれども、美瑛の入り口のホテル計画のあった場所が、まだちょっとやっぱりいくら観光バス来ても、ちょっと見栄え悪いよねと。して努力はされてこの建設会社が工事してる時に砂利を入れたり、整地したりということで、ある程度きれいにはなつてはいたんですけれども、ただそれが雑草が伸びてきたりごみが増えてきたり、当時の工事の囲いのままといいですかね、トラロープは外れてはいますが、ちょっとやっぱあのままにしておくのは本当に町のためになるのかと。場合によっては、何らかの方法でですね、きちんと町のほう、利活用について考えるとかそういうことはできないのかと。その辺りについて、町長のお考えを伺いたいと思います。以上2点お願いします。

(「はい」の声)

○議長（野村祐司議員） 角和町長。

○町長（角和浩幸君） 再質問につきましてご答弁、答弁させていただきます。2項目、2点ともにまさに今回のご質問の趣旨であります民有の未利用地というところの課題を大変私も深く認識をしているところでございます。できることでありましたら、両方の土地ともに、有効に活用していただき、美瑛町地域経済の発展に貢献頂けるような形が大変望ましいのでございますけれども、何せ民有地でございますので、町として、そこに対して何かいう権限といえますか、法律に基づく規制等のやり取りというのはできますけれども、それ以上のどうこうしてくださいということが言いにくいという立場にあるということは、ご理解頂いてる上でございますけれども、大変難しい課題であると考えてございます。旭地区のほうにつきまして、お会いさせていただくのはもう本当にぜひとも臨んでまいりたいと考えてございます。これまでは、様々な形のご提案を頂いて、それが進むのかなというところを注視をさせていただいているというスタンスでまいりましたけれども、より積極的に行政とも、お話し合いをしていただき、こちらの意向これは法的な権限何もないんですけれども、こちらの意向などを伝え合いながら望ましい形が図れるのであれば、ぜひともお会いをさせていただきたいと存ずる次第でございます。中心市街地市街地部分の空き地部分につきましても同様でございます。こちらからの働きかけによりましてご協力を頂けるということでございましたら、もう是非とも積極的に行政としても、関与といたしますか行政のスタンスをお伝えをさせていただきながら、有効な活用についてともに考える機会を頂きたいと思っております。国交省によりますと、民有の未利用地

等、行政のタグを組んだ活用の仕方というものも法的にも認められているところもございますので、そのような所有者の方がその意向をお持ちで頂けるのであれば、そのような法的な、に従った形の活用ということも見込めるのかなという風に考えてございます。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 6番、青田議員。

○6番(青田知史議員) 答弁頂きました。それではこちらについては再々質問は留保いたしまして、次の質問事項3番目に移りたいと思います。この質問にあたってですね、町内の、例えばカラマツの大御所の方であるとか、森林関係の団体の大幹部の方といいますか、トップの方、またその前トップの方にちょっとお会いしたり、あと近郊のですね、首長さんのそういう何ていうかノートといいますか、要はですね、ブログみたいな、ちょっと参考にして、ちょっと町長に伺いたいと思っております。まずですね、このカラマツの大御所の方からは、当麻勉強したらいいよっていう風に私言われましてですね、当麻町、それで当麻町の町長さんのノートというそのブログですね、ちょっと拝見して今回質問あれなんですけれども、要は当麻方式というかそういうようなですね、当麻モデルか。当麻モデルで実は展開していく中で、旭川市の住宅建設、建築についての活用も波及していってると。当麻町の場合は美瑛町と同じ制度で250万、上限のですね、そういう地域材の活用についての補助が出てます。100万円。ただその金額の多い少ないじゃないと思うんですけども、その村椿町長のあれを見ますと、やはりこれが旭川市のほうにもですね、要はやってくれと、そして圏域で取り組む必要があるんじゃないかと、そのようなことをですね、実際手がけてきてやっているということで、当麻町においては、何年だったかな。令和5年度までで新築戸建て住宅166棟がいろいろ制度を使ってですね、建てられて、そんなような記事を拝見しました。地域材をより広く地域性経済に生かしていくってことは本当に前提になるかと思えます。それで、先ほど申した森林関係の団体のトップの方、前トップの方2人お2人もですね、共通して言ってるのは、やっぱり圏域で、そういう例えば大雪のそういう材だとかっていうことで出していくことが必要んじゃないかと。今回、これ、企業名言いますけれども、三井不動産が先ほど言った、例示した三井不動産ですね。それがまず美瑛町のトドマツなんです。カラマツじゃなくてトドマツを町内保有しているところから使ってCLTをつくって、それをもとにして、大規模な施設をつくっていると。北海道エア・ウォーターさんの本社についても、地元産のそういう鉄骨だとか使わないような時代になってきていると。村椿町長も言ってますけど大和ハウスなんかも、実際軽量鉄骨使わなくなって、木材をやってると。そういう風に大きな転換期を迎えているということもありまして、やはり、美瑛町の木材もですね、しっかりと使っていく必要があるんじゃないかと。その辺を受け止めていますので、圏域でのブランド化を進めるかその辺りについてはですね、町長のお役目ということで、ぜひですね、この辺関係管内の首長さんに声をかけていただ

いて、美瑛町も一緒にですね、こういうことやっていくんだとその辺をこれからですね、考えていただきたいと思いますが、お考えを伺いたいと思います。

それと、カラマツなんですけれどもね、大御所の方は、いや多分町のほうの答弁書を検討しますで終わるぞってなったらちょうど最後結び検討しますって書いてたんで、それちょっとやめじゃないですよ。ただ検討しますで終わるぞって。ただ一つだけでもですね、ちょっと引っ張り出してこいと言われて、それちょっと考えたのが、実はカラマツ材の例えば壁だとかで使うのは使う。これまで使ってるんですよ。使ってるんですけれども、その管理でですね、防風剤をきちんと塗っていかないと色が黒くなっていくぞと。それをきちんとやらないとせっかくのカラマツ台無しになるんだよなあっていうことを言ってましたので、ですからですね、検討しますじゃなくて、その管理についてはしっかりやりますということですね、ぜひ、町長ですね、例えば陸上競技場、倉庫あります。あそこですね、壁見ていただいたら分かるんですけども、シャッターの上のほうですね、ちょっと黒くなってきてるんですよ。商品名言っていいのかわかんないですけどガードラックっていうですね。そういうのがありましてそれをきちんと塗ることで、カラマツの色合いを損ねることなくですね、長く使えるようになるから、やっぱりその辺は、検討しますじゃなくてちゃんとですね、これから管理のほうやっていくということで、いくつか使われてるところあるかと思いますが、その辺りの防腐剤、3年に一遍なのかそれぐらいか分からないですけども、ぜひですねお考え頂きたいと思います。以上2点お願いします。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 今回ご質問頂きまして、検討するんだろうという予想がされてしまっている通りのところがございまして、町として、どのようなことがこの林業の特に商品としての流通の過程の中でできるのかなということを担当課とも話し合っていました。ご存じのとおり、林業一口に言いましても、生産者、造林業者、製材業者、様々な過程を経て、一つの製品として、出荷をされていく中で、行政、町がどこにどのように関われるのだろうかということをご質問頂きまして、深く勉強したところでございます。木材の大規模建築の建設が技術的に可能になって進んでいる世の中で、美瑛町材の持つ優良さ、優品性というものをよりアピールして、多くの場合に活用頂くということは当然、波及効果の多い林業でございまして、経済波及効果が非常に高い林業でございまして、町内全域の経済の発展に寄与していくという風に強く認識しているところでございます。その意味で1点目の圏域で連携したほうが優位性、メリットを発揮できるぞというご指摘でございまして、この点につきましては、私も当麻町を例に出されましたけれども、当麻町の取組進んでるというのは十分認識をしております。当麻町を始めとした先進事例自治体のご意見をお伺いしながらまた指導頂きながら、

この大雪圏域の中でこの自然の中から生み出された材だからこそそのメリットがあるということ協力をしながら、アピールしていこうという取組を進めようよという話は、いろいろな機会、様々な機会ございますので、私のほうからも話を出させていただきまして、大雪圏域での広い取組につなげていくよう、お力を果たしてまいりたいと考えます。もう1点の管理の部分でございます。美瑛町内でもまず町ができるということで公共施設関係につきまして、多く町有林町内町内材を使用した公共施設の建築に取り組んできました。これが一つ、町として果たせる役割なのかなど。これまでも果たしてきた役割であると認識しております。そこを踏まえまして管理というところのご指摘も頂きました。使って終わりではなくて、管理をうまくすることでその魅力を最大限発揮して、もちろん長もちさせてしていくということにつながると思いますので、町有施設、公共施設の材の管理をしっかりしていくということにつきましても、ご指摘のとおり、これまでも管理してきておりますけども、より木材という視点に立った管理の在り方というものを進めてまいりたいと考えております。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 6番、青田議員。

○6番(青田知史議員) 再々質問一つだけお願いします。今後管理の話出ました。それで、今後ということですね、例えば東部地区もこういう落葉松地元材を使ってという風になるかと思えます。それ先達て例えば新得町のほうでもですね、大きなそういう交流施設ができました。今後もやはりですね、地域材を使っていくということ、恐らくそのコスト的にはちょっと高上がりになる場面もあるかとは思いますが、東部地区でも使うでしょうし、これから例えば何か町で改修していただくとかそういうようなときにはですね、やはりその地元材をしっかり使っていき、外に対しても売り込むこと企業に対して、売り込んでいくことも必要ですけどやっぱり地元ですね、しっかり使って活用していくということ必要かと思いますが、その辺り、お考えを伺いたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) ご指摘のとおりであると認識しております。地域材をまず率先して町として公共施設のほうで活用できる場所は、まずは、材については地域内の材を第一に考えるということは当然であると考えております。そして、先ほどご指摘も頂きましたけれども町民の方の、例えば住宅の建設などにつきましても、補助制度を設けて地域内材を活用していただくような制度を持ってございますので、さらに普及が進んでいきますよう、公民共に地域材を活用していこうよということの啓発といいますか、雰囲気経営、機運を高めていくという取組をさらに続けてまいりたいと考えております。

(「はい」の声)

○議長（野村祐司議員） 青田議員。

○6番（青田知史議員） 答弁頂きました。それでは教育長お待たせいたしました。再質問を行いたいと思います。一つだけお願いします。電子図書館、非常に私も登録させてもらって7,000数百点の図書を読めるということで私もちょっと読ませてもらって新刊書からですね、いろんな本確かに読めると。それ活用についてですね、これからどンドンどンドンこう登録する人が増えていくかと思うんですけども、これどのようにPRするのか、恐らくこの中で活用するというか、それを使って本読んだっていう方ももしかしたら少ないかもしれないので、これをどうやって町民にですね、伝えて、広めていくのか、せっかくのそういうデジタル図書館のそういう何ていうんすかね、良いシステムだと思いますので、どンドン広めていただいてですね活用していただきたいと考えてるんですが、その辺りどのように広めていくのか、お考えを伺いたいと思います。

（「はい」の声）

○議長（野村祐司議員） 鈴木教育長。

○教育長（鈴木貴久君） 図書館についての恐らく初めての質問かなと思ひまして、どんな質問来ることかなとちょっと緊張して、ちょっと私もこの最初の冒頭にありました。令和6年12月の文科省主催のこの有識者会議のちょっと議事録もちょっと読ませていただいたときに、確かに今では、過疎の町人口減少の町においても書店がなくなる時代になってきて、本当にデジタル社会の到来が激しいのかというところが、一番のポイントとしてやっています。うちの町においては、公共図書館、それから学校にそれである学校図書館、図書室においてそれぞれ運用しながら、うちの図書司書が週数回行きながら、図書の選書をしながら、取り分けをしながらおく。児童生徒にご利用していただいて、使われているということで認識しています。近年、電子図書館ということで、それぞれ出てきて、私は低学年においては、紙で調べることが一番重要なものかなと思ひまして。それ以降に、今度調べるんだったら、今もうGIGAスクールで一人一台端末で、ネットで調べる時代も出てきております、おりますので、一般的に読者我々の時は文学作品を読むのが読書であるよと言っていますけども、近年では、本や雑誌、新聞を読むのも読書であると。調べるために関係するほうが、一般的に読書でいいよっていう、読書と言いますということで言われていますので、ややもすればインターネット調べの動機書の一部かなと思ひますけども、ただインターネット、しゃべったら調べて分からんことあったら調べて、すぐ終わって頭に残っていないというのが現状かと思ひしております。そこで、近年の電子書籍につきましては、近隣町で旭川市のほうでは、電子図書館を去年おとし令和5年に入れておひまして、いつでも、365日パソコンからネットで借りられるということになっています。旭川市の例を見ますと、1人3冊まで、2週間借りられると。そして自動で借りてパソコンがあれば自動でインターネットを通じて読んで、返す手間もない。そして、自動

的に2週間過ぎたら、そこで、手続に戻るそんな仕組みとなっているようでございます。ただネットをインターネットの場合は、それぞれ電子書籍でありまして、本を買うもんじゃなくて、電子書籍を電子化しているわけじゃなくて、閲覧できるっていうような形の電子図書というような、というのがデメリットということでなかなかありませんでしたので、それぞれ、美瑛町の図書館において、今道立図書館においては、今、青田議員言われたり、多分7,000何冊。それが道立図書館なのかと思っておりますけども、こちらのほうで、本来であれば、江別の12号線の左側にあるんですけども、道立図書館にそこに行って図書カードをつくってからでないとパスワードを申請して、手続が必要なんですけど、今年の冬休みちゅうか正月過ぎから、道立図書館と提携して今現在電子図書の北海道立図書館の図書カードをつくって、そして、これは、そこまで調べてないんで、聞いてないんですけども、電子の電子のパスワードですか。申請してもらえれば、できるような形になっていると聞いておりますので、こちらを普及させていきたいんですけど、ただ、一般的な文学作品、読みたい作品が中には余り少ないということを知っております。というのは、やはり読まれている人気ある作品作者の作品においては、通常単行本店頭ですぐ売れるものですから、なかなかそういったところ電子図書で見れる可能性が少ないということも聞いておりますので、それぞれ調べ物については、もちろん大丈夫だということを持っておりますので、そういったことで、美瑛町図書館にない調べものもないものについては、こちらの江別にある北海道立電子図書館を利用するように、こちらで、して道立図書館のカード、図書カードをつくります。そして申請すれば、見えますよということを宣伝してまいりたいと思っております。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 6番、青田議員。

○6番(青田知史議員) 答弁頂きました。それでは、質問事項の5番目について移りたいと思います。答弁の中で約1300人分の避難行動要支援者名簿の作成が完了しておりますということで答弁頂きました。それでこちらの総務省のですね、そういう資料等を通しますと、本町の場合は、令和5年に着手するというので、それでもしっかり着手しているということになってるかと思いますが、これやはり更新していくことも大事ですし、あとその同意をもらったり不同意の方がいたりだとかっていうところで、有事のときと平常時の時でですね、いろいろ扱い変わってくるかと思っておりますので、これが最終形ではないかとは思いますが、まず、現状、ちょっと町長のほうから付け加えていただくのがあったらですね、現状その同意、不同意含めて、今後どのように展開していくのかということをもっと伺いたいと思います。

それとあわせてですね、旭川市のホームページなんか見ますと、結構福祉事業者に例えば福祉事業者のほうに求めて、福祉事業所を利用している、その方の中でそういう該当の方がいるのであれば、ぜひその方に対してきちんと説明をして、きちんと協力を、市に対して協力をし

てですね、協力していくというのか、そういう方を、情報を教えてもらいたいとして、同意さえもらえれば今度個別支援計画もつなげていくよということで、民間事業者含めて支援する周りの方たちに対しての協力要請もですね、進めているようですので、そこがやっぱり肝になってくるのかなという風に思っております。ですからその辺りですね、美瑛町として今後の取組があるかと思うんですけれども2点についてお考え伺いたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 先ほど答弁申し上げました現時点で約1,300人分の避難行動要支援者名簿の作成が完了しておりますと、こういう点でございますけれども、この1,300人と申しますのは、名簿の対象者となる方を定めておまして、例えば、要介護認定を受けている方、身体障がい者の方などなど、というその範囲を定め、その方々につきまして、行政として把握できてございますので、その方々の数を集計している数が約1,300人となっているところでございます。その集計の段階におきましては、同意、不同意という点でいくと、同意を頂いているという手続はとってございません。という前提でございますので、1,300人分の名簿につきましては、平常時において、現状でと考えていただいて結構ですけれども、現状、役場の中で厳重に管理をしているというだけで、外部に対する機関、団体に対しては一切公表してございません。そういうような扱い方をしているのが、美瑛町という避難行動要支援者名簿1,300人分でございます。そして、これを有効にさらに活用していくのが、個別の行動計画の策定になるわけでございます。個別の避難計画になるわけでございますけれども、先ほども申しましたとおり正直なところ、こちらのほうの個別の計画づくりが、まだ遅れている段階にあるということが現状でございます。そして個別避難計画の策定に当たりましては、当然、同意、不同意というものも頂きながら同意を頂く形で進めなければならないと認識をしております。1,300人分と申しましたけれども、この中で本当にお1人で避難ができないと見られる方というのは、それほど多くはないのではないかなと考えております。まず、本当に一人で避難が難しい方の特定をしていくその作業が第一段階、今進めている段階でございます。推測ですけれども、50人から70人ぐらいに絞られるのではないかなと。その方々に対して、個別避難計画を策定していかなければならないこれは責務としてやらなければならないと考えております。そのときに、同意、不同意のご本人の意向を確認をさせていただきたいと思っております。その全ての作業を進めていだけで、事業者の方の協力というものが本当に不可欠でございます。先ほども申しましたけれどもご家族やケアマネさんなど、様々な方に関わっていただかないとこの計画づくりはうまくいかないと考えております。その中で、大変大きな位置を占めているのは事業者の皆さま方ですので、事業者の方々に、この必要性、重要性というものを改めて訴えてる中で是非ともお力添え協力を頂きたいというスタンスで各事業者の皆様

にお話をさせていただきたいと考えております。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 6番、青田議員。

○6番(青田知史議員) 答弁頂きました。再々質問を留保いたしまして、質問事項6番目ゲートキーパー養成の考えについて、再質問を行います。こちらの本当にですね、大変な問題というか、大切な施策になるかと思えます。ただ自治体だけではできないものでありますし、厚労省のほうでもやってる、道のほうでもやってるし、やると。それ単一の対策だけではなくて、相互に補完する。また多層的なというか、重層的な、そういう対策が求められているという風に思います。その中で、ゲートキーパーについて、今回ですね、引き続き取り組んでいくという風なことで計画段階にはなるかもしれませんが、例えば、教師であるとか医療従事者、民生児童委員、まずその辺りの方たちにですね、そういうゲートキーパーという制度があるんだよということをまず町のほうの研修の一環なのか、お示し頂いて、それで、今年度から取組をですね、ぜひ進めていただきたいなという風に考えているところです。そこで今年度から何かそういう風な展開があるのか、もう少しかかるのか、その辺り見通しについて伺いたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) ゲートキーパーの重要性につきましては、先ほどご答弁をさせていただいたとおりでございます。美瑛町自殺対策計画の中でも、お目を通し頂いたと思えますけれども、記載をさせていただいております、町民一人一人がゲートキーパーとなる地域づくりを目指しますという風に明記をさせていただいております。そのことも踏まえまして、しっかり対応しろよというご指摘だと受け止めているところでございます。研修制度これは資格制度ではないのでどう、何か受けなければ、ゲートキーパー名乗れないというわけではございませんけれども、近隣の市町村などを参考にさせていただくと、養成講座というものを開いているところも出てきてございます。美瑛町もこのゲートキーパーの重要性といったところを鑑みたときに、もう先送りではなく、今年度からできることは進めてまいりたいと思います。研修になるか、養成講座的なもっと一步踏み込んだものになるのかというところは今検討してる最中でございますけれども、北海道の協力も頂きながら、そのように、具体的にゲートキーパーの役割ですとか、重要性について個別の皆さまにお知らせするそういうような研修講座の機会を今年度から設けてまいりたいと考えております。

○議長(野村祐司議員) 以上で、6番議員の質問を終わります。

11時まで休憩といたします。

休憩宣言(午前10時44分)

再開宣言（午前11時00分）

○議長（野村祐司議員） 休憩前に続き、会議を再開いたします。

次に、7番、白石久代議員。

（「はい」の声）

7番、白石議員。

（7番 白石 久代議員 登壇）

○7番（白石久代議員） よろしく願いいたします。3年目になり、ほんの少しだけ慣れてまいりました。よろしく願いいたします。

番号7番、白石久代。質問方式、時間制限方式。質問事項1、観光による経済効果の調査を。昨年12月に宿泊税についての一般質問させていただきましたが、その時町長は、観光分野に関する経済効果の調査を本町はしていないと言われました。産業連関表を作成した時に、観光分野だけはコロナ禍の影響で実施されていないが、数字は必要と考えるとの答弁でした。

私はこの時、京都市が実施している観光による経済効果調査のことも取り上げ、後に資料もお渡ししていますが、経済効果と経済波及効果の調査は検討されたのでしょうか。

今年度より、行財政改革推進室が設置されたことを大いに期待しています。将来的に地方交付税が増えていかない可能性もあり、全ての産業を把握し、財政の健全化を図る上でデータは必須です。例えて言うなら、地図の中で自分がどこに立っているのか知ってこそ、どちらに向かうべきかを考えることができます。

その基本データの1つである観光業の経済効果及び、雇用などの経済波及効果の数字を明らかにし、その上で人口が減少したとしても産業による収入を維持できる戦略を、事業者や町民とともに検討すべきと思うが、町長の考えを伺います。

2番目、新型コロナウイルス感染症の健康被害調査を。4年間にも及ぶ新型コロナウイルス感染症により変化した私たちの生活も、元に戻った実感があります。

しかしながらここ3年間ほどの間に、免疫力低下によると考えられる病気の増加、そして若い年齢層で亡くなる方が増えていることを町民も感じ始めています。

昨年度も一般質問させていただきましたが、美瑛町独自ではコロナ期間の、健康被害状況の調査はしないとの答弁でした。感染拡大時も、北海道からの数字をもらっての公表にとどまり、本町で調査はなされていません。

今、国内のキャリアある医師たちが、これまでになかったような病症の多発に驚きの声を上げています。その原因が明らかになるのはまだ先のことになると思いますが、国民の免疫力が低下していると言われていています。

今後も町民の健康を維持し、また有能な生産年齢人口を減らさないために、現状を知ることが必須ではないかと思い、次のような調査をするべきではないでしょうか。

新型コロナに感染した人、重症化した人、後遺症が残った人、ワクチンを受けた回数と接種後の副反応、精神的な影響、身体能力の低下、などです。

自治体トップの最大の役割は、住民の生命と財産を守ることと言われています。町長の考えをお聞かせください。

○議長（野村祐司議員） 7番議員の質問の答弁を求めます。

（「はい」の声）

角和町長。

（町長 角和 浩幸君 登壇）

○町長（角和浩幸君） 7番白石議員さんからの2項目にわたります質問に対しまして、答弁を申し上げます。

まず、質問事項1点目、観光による経済効果の調査を、につきましてお答えをいたします。自治体の政策や事業の立案に当たっては、EBPM（エビデンス・ベスト・ポリシー・メイキング）、すなわち証拠に基づく政策が重要であると考え、様々な統計調査を実施しております。観光分野におきましてもEBPMの重要性は同様であり、ビッグデータを始めとする客観的数値の収集、分析が不可欠であると強く認識しておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響下では有効な実態調査が行えないと判断し、残念ながらいまだ完全実施には至っておりません。

現時点で実施している観光関連の調査は、本町が観光入込客数、宿泊客数・延べ数、国別宿泊動向などを集計しているほか、DMOである町観光協会が観光CRM（顧客関係管理）として毎年アンケート調査を実施しており、その回答から旅行消費額の推計も蓄積されております。ただ、アンケート回答者に偏りがあると推測され、導き出された数値につきましては、補正を加える余地があるのではないかと考えております。

観光消費は、宿泊業に限らず、飲食業、小売業、交通、各種サービス業など幅広い業種に係っており、それぞれの業種の中で観光によってもたらされた消費の部分のみを抽出し、定量的に把握することは非常に難しい課題となっております。事業者の御協力も不可欠であり、他自治体の事例を参考にしながら、実態を反映した客観的なデータの集計や分析の方法について更に検討し、少しでも早く実施できるよう努めてまいります。

議員御指摘のとおり、人口減少下でも産業による経済振興を図るための戦略を立てていくことが重要であると認識しております。そのためにも観光を始めとする町内産業の実態調査を更に進めてまいります。

質問事項2点目、新型コロナ感染症の健康被害調査を、につきまして答弁を申し上げます。新型コロナウイルス感染症は、未知の感染症として私たちの生活や健康に多大な影響を及ぼしました。ウイルスが変異を繰り返す中、国を挙げて様々な感染対策を講じた結果、現在、感染症法上は5類感染症として位置づけられておりますが、その健康被害について理解を深めるこ

とは重要であると認識しております。

これまでの答弁でも申し上げましたとおり、本町では、感染症法上、基礎自治体としての立場で実施しなければならないことや町民のためにできることを最優先にコロナ対策を実施してまいりました。

そのため、ワクチン接種に関しては町が実施主体であることから、接種回数は把握しておりますが、町が知り得る情報は、直接相談等で得られるごく限られたものであり、感染症及びワクチンとの因果関係などについては、本町単独で正確に把握できないことから、調査の実施は考えておりません。ワクチン接種後の副反応、感染者、重症者、後遺症等の統計情報につきましては、国や都道府県が調査、把握するものと考えております。

一方で、感染症の影響を受けた方々の健康状態や後遺症についての理解を深めることは、今後の本町の保健予防施策を考える上で欠かせない要素でもあることから、コロナ感染症に関する心身の不調やワクチン後の副反応、体調の変化などについての相談があった際には、引き続き個々の健康状態に応じた対応に努めてまいります。

また、国による厚生労働科学研究や日本医療研究開発機構の取組など、専門的な研究が進められておりますので、本町としましても今後の研究成果等を踏まえた国の対応に注視しながら、適切な情報提供と町民の健康を守る保健活動を実施してまいります。以上でございます。

○議長（野村祐司議員） 7番議員の再質問を認めます。

（「はい」の声）

7番、白石議員。

○7番（白石久代議員） 白石です。答弁頂きました。観光、質問事項の1番ですが、経済効果の調査は必要であると認識していただいているということで間違いないでしょうか。いつ、どれくらいの期間をめどに実施されるおつもりかお聞かせください。

（「はい」の声）

○議長（野村祐司議員） 角和町長。

○町長（角和浩幸君） 答弁申し上げましたとおり、観光分野におきましても、その経済効果と客観的な数値データで把握することは大変重要で必要であると考えております。いつかと言われたときに、どのような調査内容にするかによって、すぐにでも計算できるものとできないものがあるかなと考えております。例えば、先ほど申し上げましたけれども、DMOの中で観光消費額の実績調査は毎年行っております。例えば令和6年度ですと、1人1万1,342円の消費額であるというのが調査結果から出てます。その数字を単純に例えば延べ宿泊者数でかける。また入込者数でかけることによって、これが調査結果ですという数値を今でもこれは出せるんですけれども、まあ調査主体はDMOなど、役場ではないので、DMOさん、観光協会さんのお許しをいただけないといけないですけれども、その数値が果たして実態に即している

のかどうかという、現時点では多分それほど実態を反映しないのではないかというのが、今私どもの見解でございます。となりますと、もっとさらに詳しい調査、実態に即した調査を行っていかねばならない。その調査をするとなると、簡単な体制ではできないなというところで、悩んでいるといいますか、一步進まない状態が続いているというところが現状でございます。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 7番、白石議員。

○7番(白石久代議員) 答弁頂きました。白石です。以前差し上げた京都市の観光及び経済波及効果の資料をもう一度商工観光課であるとか関連の課長さんに差し上げたいと思います。後ほどお持ちしたいと思います。で、これ外注、京都市外注なので、少し予算が必要かと思いますが、非常に良いデータがとれるので、ぜひこういうことにこそ、ぜひ支出を惜しまなく使っていただきたいと思います。町にとっても観光事業者にとっても非常にいいデータになると思いますので、ぜひご検討お願いいたします。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 京都市の調査方法につきましても、アンケート調査によりまして、一人一人の消費額の推計値を出して、それかける例えば交通である交通利用者の数を掛けるという合わせ、そういう掛け合わせの数値が今年データとして毎年出てるのかなと私は理解しております。で、そのような形の調査であれば、町単独ではなかなか難しい面もあるかもしれませんが、実施可能であると考えております。一方で、産業連関表のように本当に個別の事業者一軒一軒に入っていくって、数値の内情をお聞かせ頂くような、大がかりな調査となりますと、これ産業連関表、観光分野除くは美瑛町作っておりますので、そこに観光分野は当てはめる必要があるとは認識しております。ただそれを毎年やるという調査ではなくて、この産業連関表のような調査も何年に1回、10年に1回とか、調査になると思いますので、そちらの大がかりな調査は、少し猶予を頂きたいと考えます。ただ、アンケートから割り出した観光消費額かける利用者推計というような形の数字の出し方というのは、比較的集約集計しやすいと考えておりますので、そのような形でございましたら、新年度の事業から、実施主体、観光協会さんDMOになっていくのか、我々なのかというところの議論はありますけれども、実施する方向で、誰がどのようにやるかということの検討を進めてまいりたいと考えております。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 7番、白石議員。

○7番(白石久代議員) 7番、白石です。質問事項の2番目に再質問させていただきます。この数年間は、本当に保健福祉課、医療関係の方は大変だったと思います。それは町民もその対

応に感謝していると思います。今この落ちついた時期だからこそ、私はワクチンに関しての質問をかつてもさせていただいて、白石はしつこいなあと多分皆さん思ってもらっているんですが、今だからこそ落ちついて情報がとれるのではないかなと思って、今回も質問させていただきました。以前質問したときに保健福祉課、役場に相談件数は、寄せられた数もう明確に答弁頂きまして、ワクチン接種後に寄せられた相談件数は合計12名延べ17件という、これ、答弁頂きまして、きちんと把握されてると思います。ただ、相談があったというのは、あくまで相談に来た方で、普通、具合が悪くなったら恐らくみんな病院に行くと思うんです。役場に相談に行くのではなく。なので、その数はかなりではないかなと私は予想して、改めて調査をしては、どうかと提案しているところです。以前質問したときに、都道府、違う。失礼しました。法律上、町が、町内の患者数及び重症化された方の人数を把握できる仕組みにはなっていませんという答弁がありまして、法律上であれば、不可能をかもしれませんが、今コロナが終息してるので、コロナというよりは、町民の健康調査という、コロナも含めての調査は可能ではないかなと改めてお願いするところであります。で、町で行われてる健康診断があります。かつては違ったんですが今、1回受けたら自動的に翌年もはがきが送られてくるという、私も今年それで頂いて、先日受けましたが、非常に考えたなという仕組みで、自動的に申込みをしなくても電話をしなくても、日にちと時間指定で、はがきが送られてきました。恐らくこういうシステムをとっていれば、健康診断を受ける方は、増えていくのではないかなと。非常にいい方法です。仮に今私がここで要求しております健康被害調査ですが、それ健康診断のときに、それこそA4の紙1枚でアンケートをとることは可能ではないかなと思います。また役場の職員の方にも協力頂いて、ご本人とプラス家族を全部トータルすると。多分相当数のデータが取れると思いますので、それ提案させていただきます。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 何点か重要なポイントだなと思いながら聞かせていただきました。一つは、新型コロナのみならず、町民の皆さまの健康状態についての数値を把握していくということは、先ほどの観光の面も一緒でございますけれども、これからの施策や事業を考えたときに客観的なデータに基づかないと、効果的有意義なものになっていかないというのは、僕はすごく強く思っておりますのでそういう意味から、町民の皆さまの健康状態についての調査をしていくということの重要性というものは認識しておりますので、また、健診健康保険、ごめんなさい、健康診断につきましても健診受診率を上げようという取組をずっと続けておりました、今も続けている最中でございますので、そこと組み合わせるとか、検診の場において、アンケート的なもので数値を見ていくということも、すごいやりやすく効果的な結果が得られるのかなと思いながら、聞かせていただきました。様々な健康に関する調査、活動の進め方につい

では、ご指摘頂き、さらに深めてできるところから実施してまいりたいと考えております。ただ、コロナ感染症につきましては、についてのみ、あるいはワクチンとその時今の心身の状態との因果関係等が、私どもではそこを図る、自己申告はできますことはできますけれども、本当にその因果関係の部分について私どもがそこを分析する能力に、がないものでございますので、調査をしないと言ってますけども、やりたくてもできないというところが正直なところでございまして、やはり、コロナの感染症とワクチン、その後の状態については、国など、国、北海道が役割として担っていく部分ではないのかなという風な、立場で今いることをご理解頂きたいなと思います。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 7番、白石議員。

○7番(白石久代議員) 答弁頂きました。よく理解してくださっていると認識します。コロナ、新型コロナ10日ワクチンは確かに国の事業で、美瑛町ができることは少ないと思いますが、役場の中でも、これは私の想像で失礼なんですけど、ワクチンを受けたけども、コロナにかかったという方もいらっしゃるのではないかと思います。国内でも、そういう声が上がっておりますし、可能な限りで結構ですので、調査はしていただきたいと最後お願いしたいと思いますがいかがですか。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 繰り返しになってしまうかもしれませんが、今後の美瑛町の保健活動を非常に効果的有意義なものにしていくためには、町民の皆さまの健康状態の把握、というものが必要であるということは、共通の認識でございます。でありますので、何らかの形やしやすい形で調査を進めてまいりたいと考えます。その中に、コロナに関する項目、質問項目事項を入れることで町として把握できる数値については、そのような形、町民の健康調査の中の一つの項目という形の中で捉えることができればいいなという風に考えております。

○議長(野村祐司議員) これで7番議員の質問を終わります。

次に、10番、八木幹男議員。

(「はい」の声)

10番、八木議員。

(10番 八木 幹男議員 登壇)

○10番(八木幹男議員) 番号10番、八木幹男。質問方式、時間制限方式。質問事項、町民の観光受容力とDMOの役割について。質問の要旨、観光産業に従事していない町民は、観光ビジネスから実質的なメリットを受けている実感がなく、混雑や騒音・渋滞等に迷惑しつつも、沈黙をしているようにみえたが、最近では、街中の町民の異議申し立てや要求水準の高まりが顕

在化してきているように感じます。

セントラルフロリダ大学の原忠之准教授は、観光振興は、観光事業者に利益を、住民には豊かさや誇りを、地域課題には解決をもたらす手段として観光を活用するためには、地域社会への深い理解と洞察を持った司令塔が必要となります。さらに、司令塔となるDMOは、観光を活用して持続可能な地域経営を行う上で不可欠な存在です。と著書で述べています。

本町においてはDMOがいち早く立ち上げられたにもかかわらず、表立った動きが感じられません。

また、令和7年度予算を見ていくと、DMO活動推進事業に挙げられている事業内容は、観光事業の域を脱していない内容に見えてしまいます。

本町の観光まちづくりをどのように進めていこうとしているのか、次の2点を町長に伺います。

(1) 持続可能な観光目的地実現条例の基本理念にある、町民の生活と経済活動との調和がとれた観光まちづくりに関して、町民に観光のメリットをどのように説明していくのか。

(2) DMO機能を観光協会に移行し、DMOの母体となった活性化協会も解散することになりますが、どこが観光まちづくりを主体的に進めていくことになるのでしょうか。質問の相手は町長です。以上、よろしくをお願いします。

○議長（野村祐司議員） 10番議員の質問の答弁を求めます。

（「はい」の声）

角和町長。

（町長 角和 浩幸君 登壇）

○町長（角和浩幸君） 10番、八木議員さんからの町民の観光受容力とDMOの役割についてというご質問に対してお答えをさせていただきます。コロナ禍からの回復を経て、令和6年度の観光入込数は268万6,000人となり、過去最高を記録いたしました。国内外から多くの方に美瑛を訪れていただいていることは、本町としても大変喜ばしいことであり、観光産業に携わる皆さまの御努力に心から感謝申し上げます。一方で、多くの観光客が来訪されることによって、町民の皆さまからは、渋滞で困っている、ゴミのポイ捨てが増えているといった声が出てきていることも承知しております。

観光が一部の業種や関係者のものと思われてしまうと、観光そのものへの理解も得られにくくなってしまいます。だからこそ、町民の暮らしと調和した観光まちづくりを丁寧に進めていくことが必要だと強く認識しております。

1点目につきましては、町と地域DMOである町観光協会を始めとした関係機関と連携の下、ホームページ、広報紙、SNSなどを駆使して、観光の経済波及効果をできる限り見える化した発信に努めてまいります。その際、図やデータは不可欠でありますので、白石議員への答弁

のとおり、ビッグデータの集計と分析を一刻も早く実施する必要があると考えます。また、学校や地域の学習活動の中で観光と地域の関わりを学ぶ機会を創出することも大切だと思います。未来を担う子どもや若者が、自分のまちの魅力や観光資源に誇りを持てるようになる取組にも力を入れてまいります。

2点目につきましては、本町のDMO機能は令和5年1月から美瑛町観光協会が正式に担っております。現状では、オーバーツーリズム対策に迫られている面もありますが、農業と観光の調和や住民の暮らしを大切にする観光まちづくりの司令塔役を今後も担っていただけると期待しております。本町としましても連携を更に深め、観光を町民の暮らしの質の向上や地域の誇りにつなげていけるよう、一步ずつ丁寧な観光まちづくりを進めてまいります。以上でございます。

○議長（野村祐司議員） 10番議員の再質問を認めます。

（「はい」の声）

10番、八木議員。

○10番（八木幹男議員） 再質問受けさせていただきます。町民の暮らしと調和した観光まちづくり、丁寧に進めていくことが必要だと強く認識提案、認識しております。こういった答弁を頂きました。そこで1点目の町民に観光のメリットをどのように説明していくか、こういう質問に対してであります。経済の波及効果をできる限り見える化し、見える化した発言に発信に努めてまいります。このような答弁を頂きました。しかし、実際ちょっと見えない。見えづらいと言ったらちょっと失礼。見えないと言ったらちょっと失礼ですが、見えづらい、こういったところがあるんですね。企業でも同じような考えだと思いますが、やはりトップはロマンを語らないと駄目だ、こういうことを感じております。町民に対して、観光はこんなに魅力的な事業だと。町長が町民に向かってやはりメッセージを送るべきではないかなと思っております。この辺のところについて考えをお伺いいたします。

（「はい」の声）

○議長（野村祐司議員） 角和町長。

○町長（角和浩幸君） 美瑛町にとりまして、観光産業が重要であるということの認識のもとで、私自身は様々な場で発信をしているつもりでございます。この議会の中でもそのような物の言い方をさせていただいておりますけれども、今なお不十分であるというご指摘と謙虚に受け止めさせていただきまして、より強く、またより、どうすれば届いていくのかということも考えながらの発信に努めてまいりたいと思います。もしかしたら後ほどの質問にあるかもしれませんけれども、最近ではオーバーツーリズムの面ばかりが割と言われる機会がございます。その中で、様々コメントを求められておりますけれども、気を付けているのは、課題はある。その課題は解決しなければいけない。だけれど、町にとって観光が必要とか、観光が迷惑を、観光

による迷惑をこうむっているというような発信にはならないように、非常に気をつけて、各、インタビューですとかにお答えをさせていただいております。美瑛町にとっては観光というのは本当に大事な産業である。それを持続可能なものとしていくために、今ある課題の解決に努めていくというスタンスで発言をしておりますので、その認識のもとでさらにさらにより効果的で強く発信できるようなスタイルを模索してまいりたいと考えます。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 10番、八木議員。

○10番(八木幹男議員) 八木です。ここでは町民の観光需要力と、こういった表現をさせていただきました。観光のメリットを町民がなるほどねと、観光は必要だよねと実感できるような環境をつくっていかなければならない、これが現状ではないかなと考えております。ちょっと古いデータですけども、観光マスタープラン2020、ここでの策定に寄せてという方向の中で、当時北海道大学観光学高等研究センターの西山センター長は、行政は観光開発は公益事業であると、地域や社会に向かって自信を持って宣言し、その実現方法を説明してもらわなければなりません。このように述べられております。明日議論になる、議論することになる宿泊税条例策定の策定検討の冒頭で、やはり本町において、観光事業は公益事業であると。町長が宣言するチャンスだったのではないかなと考えておりますが、そういった発言は、なかったように記憶しております。やはりどこかで観光事業は公益事業であると、どこかで宣言をして、やはりこの町民になるほどねと、観光は必要だよねと、こういったことを実感できる環境づくりをしていくべきではないかなと思っておりますので、その辺のところの考え方をお伺いいたします。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 宿泊税、駐車場利用税関係に関します、条例、明日、ご審査を賜りますけれども、議論の当初から、私自身は、財源を確保するだけというものではなくて、このことにより、この財源を活用させていただくことにより、美瑛町全域に波及効果及ぼすことができる。そのような大変重要で貴重な財源を規定する条例案になるというスタンスで発信はしてきたつもりでございますけれども、やはりなお、先ほどと同様でございますけれども、なお足りなかったのかなということを率直に受け止め反省をいたします。その上で、逃したチャンスは二度とないということかもしれませんけども、次のチャンス私がまた発信をさせていただける機会がありましたら、よりいい観光が町民の皆さまの経済、または町の活性化に対して、大きな効果をもたらしていただいているものだということを、私の立場から強く発信をさせていただきたいと存じます。明日、補正予算の条例ではなくて補正予算の中でご審議を賜りますけれども、この夏から秋にかけて、フォーラム、シンポジウム形式の集いを計画をさせていただ

いております。その中で、オーバーツーリズムの解決策について議論頂くとともに、これからの美瑛の観光の在り方をその場で大きな打ち出していける宣言を出していくようなそういう場にできないかなという思いで今事業計画を策定している最中でございます。今、大変いいご指摘、ご指導賜りましたので、より強いメッセージ性を発揮できる場として、そのような場を活用をつくってまいりたいと考えております。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 10番、八木議員。

○10番(八木幹男議員) 10番、八木です。やはりこの同じようなことを重ねて質問した段階でちょっと申し訳ないなと思ったんですが、今年度、次期観光マスタープランの策定事業が含まれております。やはりもう一度この観光マスタープラン2020をもう1回ちょっと読み直しながら、やはり我々自身もやっぱり観光大事だよねと、こういった認識をする上でも大事かなと思ってここで述べさせていただきます。冒頭に町長からのメッセージが載せられることになると思うんですが、真意は観光マスタープランですね。そこでしっかりと観光まちづくりの理念であったり、ロマンをしっかりと語っていただきたいと、こういうことであります。その結果、町民に美瑛町にとって観光は大事だよねと、こういった言葉が町民から出るような語りかけをしっかりとやっていただきたい、このようなことを考えておりますので、くどいようですが、その辺のところを再度考え方をお伺いいたします。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 観光マスタープランご指摘のとおり、更新の時期を迎えております。当初から北海道大学さんに入っていただきながら、また中間の見直しも含めて進めておりますので、基本的なスタンスは変わってございません。同じ、当初、最初のマスタープランをつくったときの理念を生かし、現状に沿った形で中身をつくり変えていくというところでございます。でありますので当初のマスタープランの思い、理念というものを、さらに、現状に即した形のもので、私の立場からメッセージ性を発揮していく、そういう場がこのマスタープランもその一つであると思います。先ほど申しましたシンポジウムのものも含めてでございますけれども、いろいろな機会、場を捉えまして、観光の有用性重要性といったものをロマンが語れるか分かりませんが、大事な理念というものをそれを私なりの言葉で強くメッセージ性を持って発信してまいりたいと考えます。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 10番、八木議員。

○10番(八木幹男議員) 質問を変えます。2点目の質問になりますが、なぜここでDMOを持ち出したかといいますと、今年度の予算ではDMO活動推進事業2,079万6,000円

を組まれておりますけれども、予算審査のときに、事業内容の資料請求で出していただいた内容を見ていくと、DMO事業というよりは、観光事業そのものだなとこんな感触を持っておりました。果たしてDMOの重要性を理解していただいているかなと、こういった単純な疑問がありました。答弁では、観光まちづくりの司令塔はDMOが担っていく。町との連携もさらに深めていくと、という内容であります。観光協会のDMOへの支援体制及び事業内容は十分と見ている。見ておられるのでしょうか。観光協会へ派遣される地域おこし隊、地域おこし協力隊は4名だったと思いますけれども、その協力隊の事業内容を含めて、町長の見解をお伺いいたします。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 令和5年1月からそれ以前の地域でもDMO機能を観光協会に担っていただくことになり、もう既に、当然のことですけれども、観光協会とDMO一体とした形での取組を進めていただいております。DMOが観光の司令塔役になると期待されているところの面の一つには、町行政ではなくて民間団体である、DMOが顧客目線に立った活動を進めていくということに、広く学術的にも、DMOが観光の司令塔役にふさわしい、担うべきだというご議論になっているのかなと認識をしております。そういう意味で、役場、美瑛町、自治体と民間団体でありますDMOの役割分担と、連携というものを明確にした上で、ともに、共通目標に向かって進んでいくことが大事であるという風に認識しております。観光協会さんは一般社団法人でございますので、その活動内容について役場側からどうこうを言うというところが差し控えさせていただきたいといいますが、立場にないという面もございまして、観光協会のより一層の活躍に期待を寄せているというような先ほど表現の答弁をさせていただきました。ただ、協力隊を始めとしまして、全く別組織かと言われれば、当然そうでなくて、強い協力関係のもとで、観光事業を行ってございますので、マンパワー的、人力的になお不足する協力隊員がもっと欲しいよというようなことが観光協会さんのほうからあれば、もちろんそこを十分ともに検討させていただきたいと思っておりますし、より今の美瑛町観光を深めるためにこういう事業が必要だそのための財源が必要だというようなご要望を要請ございましたら、真摯に耳を傾けてまいりたいと考えてございます。

○議長(野村祐司議員) 10番、八木議員。

○10番(八木幹男議員) 10番、八木です。答弁頂きました。この役割分担と連携、このような視点からちょっと質問を展開していきたいと思っております。観光マスタープラン2027修正案が出ておりますけれども、修正のプランが出ておりますけれども、この方針4、美瑛版DMOの確立の項目、ここのところでは、見直し方針という考え方が記載されておまして、今後数年は役場の主導による協議体制の構築を模索し、段階的にDMO等を巻き込んだ有機的

な連携協議体制へ移行することが現実的と思われる、こういったところが、DM推進会議の開催ということで載せられます。さらには、包括的な事業展開という項目がありまして、この見直し方針というところでは、行政、DMO、観光協会が一体的、効率的に事業を行うための事業所の在り方について検討を行います。事業名を一体的な観光まちづくり体制の構築としています。こういったことをやはり先ほど町長答弁頂きました役割分担と連携こういったことを模索しながらやっていくんだなということを考えておりますけれども、やはりこのDMOが観光まちづくりの司令塔。やはりこれは外せない部分かなと思っておりますので、今マスタープラン2027で検討されている内容等含めて、このDMOの観光まちづくり、司令塔という視点について再度考え方をお伺いいたします。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 観光マスタープラン2027につきましては、今年調査に入り来年度、20、今年、来年度にかけて策定を進めてまいります。でございますので、その中で描かれる像というのはまだ確定しているわけではございませんけれども、DMOが観光の司令塔役であるという認識は当然のこととして、強く持っているところでございます。これまで、活性化協会の中で担っていたDMO、それが観光協会の活動とダブるところがあるという面も踏まえまして、新しい組織改編を進めさせていただいた結果、現状、観光協会の中にDMO組織をが並列するという形をとらせていただいております。全国の主要な観光地を見ましても、DMO組織と土地土地の観光協会が一体となっている例のほうがむしろ多数多いという風に認識しておりますので、この観光協会とDMOの一体とした取組というのが、美瑛町におきましても、今後の美瑛町観光の司令塔役を担っていただくものと、こういう風に踏まえております。その上で、では役割分担の中で行政がその司令塔とともにどのような連携と取組ができるのかということにつきまして、現状に即した課題を解決していくという形を目指す連携の在り方は常に探ってまいりたいと考えております。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 10番、八木議員。

○10番(八木幹男議員) 10番、八木です。やはり一体的な観光まちづくりの体制の構築、こういった考え方をもとに、類推していきますと、丘のまちびえいDMOと本町の観光事業は、町が述べる観光事業は一体であると、こういった認識から、あえてこの質問をしているということをご理解頂きたいなと思っております。そこで観光事業、具体的な内容入りますけれども、ちょっとやはりこの本町の観光事業、この行き着くところはいかに宿泊宿泊客を増やしていくかと、いかに増やしていくかと、ここにあるのではないかなという視点であります。新税審査特別委員会において、美瑛町の宿泊施設がどのくらいの観光客を宿泊させることができるのか。

町のほうからデータを出していただきました。それによりますと、大型のホテルが8施設で定員数が千飛び78人、民宿ペンションが114施設で定員数が1,790、民泊が23施設で定員数が104人と、こういったデータを頂きました。やはりこのDMOの仕事は、観光事業を通して、民宿あるいはペンション宿泊客をどう結びつけていくかと。こういったところが重要になってくるのではないかなと考えております。大規模ホテルや民泊は全国規模の観光事業者やインターネット媒体による宿泊客の獲得ができる。言わば全国規模のメインシステムで動く、こういうことではないかなと考えております。本町においては、民宿、ペンションへ、一つ一つの観光事業を通して、宿泊客をどう誘導するかといった表現が変かかもしれませんが、サブシステムの構築が必要ではないかなという風に考えております。ここまでやるのが、DMOと表現したらまた町長からご指摘を受けるかもしれませんが、ここが本町の目指すべき観光事業のシステムではないかなと思っておりますので、その辺のところの考え方をお伺いいたします。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) いわゆる通過型観光から滞在型の観光にしていくのが、これからの美瑛町の観光まちづくりの大きな方針、基盤基本であるということは全く同感をしているところでございます。これまでも夜のイベント等で宿泊を促し、美瑛町への宿泊を促していく通過にならないようにするなど、工夫を凝らした、在り方というものは模索をし続けて今日に至っているところでございますけれども、なお、行政報告の中で申し上げましたけども、入り込み数と宿泊者数の比率を見たときに、宿泊者数、宿泊率が低いというのは、まだ是正されていない現状が残っております。大きく美瑛町の観光を考えたときに、ここの部分を手がけていくというところが、観光地域づくりであり、それがDMO、またDMOと役場の一体としての取組が、そこを重点化していかなければならないという強い課題意識と認識を持っているところでございます。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 10番、八木議員。

○10番(八木幹男議員) 10番、八木です。やはりこの民宿ペンションをなぜここにこだわるかといいますと、先ほど集数字でもお話しさせていただきましたけれども、ここの本町の宿泊収容の約ここの民宿ペンションで6割ぐらいが、規模に上ることなんですね。またここをなぜここにこだわるかといいますと、民宿、ペンション経営者の多くは、新しく移住してくれた人たちであり、民宿、ペンションへ観光客をつなぐ観光事業づくりは、移住定住対策でもあるという風に認識しております。この辺の復興等を含めて、事業を宿泊に結びつける、さらには町民の満足に結びつけると、こういったサイクルをつくっていくと、こういうことが重

要だと思っておりますので、最後になります、その辺のところの考え方をお伺いいたします。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 大きなホテルももちろんでございますけれども、基本的に家族経営の中で日々ご努力を頂いております、民宿、ペンション事業者の皆さま方が、美瑛町観光に果たしている役割の大きさというものは、私も認識をしているところでございます。その方々の努力に報いるために、事業であります宿泊業がより盛り上がり、宿泊者数を増やしていく、宿泊を客を誘致していくという活動が、行政、私たちには求められているところであると思っております。そのことが宿泊事業者、宿泊、あるいは観光事業者のメリットになるだけではなくて多くの来訪者の方が、町内の民宿、ペンションを利用する、していただくことによって、町内全域の経済的な活性化メリットに結びついているということをお知らせするということが今日、本日大きなテーマでございますけれども、観光のメリットを多くの町民の皆様にご知っていただく、そのための活動をするということも、私たち行政の役割であると思っております。そのことが八木議員ご指摘頂いてるサイクルとして、その回転が進んでいくことが重要であるというご指摘でございます。もう大変ごもっともだと思っております。私どもが果たすべき役割というものを改めて認識をし、実行、実施をしまいたいと考えております。

○議長(野村祐司議員) これで、10番議員の質問を終わります。午後1時まで休憩いたします。

休憩宣言(午前11時52分)

再開宣言(午後1時00分)

○議長(野村祐司議員) 休憩前に続き、会議を再開いたします。

次に、5番、保田仁議員。

(「はい」の声)

5番、保田議員。

(5番 保田 仁議員 登壇)

○5番(保田 仁議員) 5番、保田仁。質問方式、時間制限方式。質問事項、美瑛町中心市街地活性化事業について。質問の要旨、令和5年度から計画が進められている、美瑛町中心市街地活性化事業(以下、活性化事業という。)については、町長が目指すまちづくりビジョンに位置付けられている、賑わいのまち再開発プロジェクトとして、美瑛駅周辺の再開発を起点に、集客力・稼ぐ力を強め、経済をけん引する等の効果を期待しているものと認識しています。

議会に対しては現在まで、基本構想の策定、推進協議会の設立や町民コメントの実施などの事業推進状況が説明されてきており、昨年12月の説明では、令和7年度からの国の交付金事業実施に向けた都市再生整備計画策定に努めたいとの内容でした。

しかし、国や北海道との活性化事業の協議の中で、見送りや精査、修正が必要と指摘されている個別事業箇所も多々あるとの報告があることから、国の交付金等の支援を受けられなくなる懸念もあり、事業の先行きが不透明な状況だと感じています。

そこで次の点について伺います。

- (1) 活性化事業の進捗状況は。
- (2) 町民コメントで得た意見の実現性は。
- (3) 推進協議会の実績と今後の役割は。
- (4) 都市再生整備計画の策定経過と現状は。
- (5) ハード整備に係る財源確保とその後のランニングコストの考え方は。

質問の相手は町長です。よろしくお願いいたします。

○議長（野村祐司議員） 5番議員の質問の答弁を求めます。

（「はい」の声）

角和町長。

（町長 角和 浩幸君 登壇）

○町長（角和浩幸君） 5番、保田議員さんからのご質問、美瑛町中心市街地活性化事業について、お答えをさせていただきます。令和5年度より取組を進めております中心市街地活性化整備事業は、少子高齢化に伴う人口減少や消費生活の急速な変化といった社会情勢を踏まえ、中心市街地周辺における都市機能の再構築と地域経済の活性化を図ることを目的としております。特に本町の丘陵地等を訪れる多くの観光客を中心市街地へ誘導し、回遊性の向上によって地域内に賑わいを創出し、経済波及効果を高めることが重要であると考えております。

1点目及び2点目につきましては、令和5年度からの取組を通じて見いだされた各事業について、町民が安心して暮らし続けられる環境の整備や市街地の活性化につながる施策となるよう、所管課及び関係機関が連携し、事業内容の精査と磨き上げを進めております。また、パブリックコメントにて寄せられた貴重な御意見・御提案につきましては、その実現に向け慎重に検討してまいります。

3点目につきましては、本事業の審議・協議の場として位置づけているのが美瑛町中心市街地活性化推進協議会であり、昨年度においては中心市街地整備に関する構想や公共交通に関する課題等について、幅広い視点から議論を行っていただいたところです。今後とも町民の皆さまや関係事業者の御意見を伺いながら、中心市街地の活性化に向けた方策について、協議を重ねてまいります。

4点目につきましては、令和6年度に都市再生整備計画の策定を進め、国の認可を目指して協議を進めてまいりましたが、国の認可要件と本町が描く市街地整備の構想には乖離があり、現時点では同計画の認可申請を見送る判断に至ったところです。

5点目につきましては、既存施設等を有効に活用することでイニシャルコストの抑制を図るとともに、国や北海道の補助制度の活用、さらにはPFIの導入による施設の整備についても検討を進めてまいります。あわせて、将来的なランニングコストの軽減が図られるよう検討してまいります。以上でございます。

○議長（野村祐司議員） 5番議員の再質問を認めます。

（「はい」の声）

5番、保田議員。

○5番（保田 仁議員） 5番です。えーとですね、初めにですね、冒頭に申し上げましたけれども、この活性化事業はですね、2年前の町長選挙のパンフレットにおきまして、町長が目指すまちづくりビジョンに位置づけられている、戦略的な三つの公共プロジェクトの一つ、賑わいのまち再開発プロジェクトとしまして、美瑛駅周辺の再開発を起点に集客力、稼ぐ力を強め、経済を牽引すると記載されております。それ、いわゆる町長の選挙公約、マニフェストに匹敵するものと思っておりますが、そういった意味におきましてやはり、町長が全力を込めてですね、進めようとし、思いがあるのではないかと、そんな風に考えておりますが、町長の認識はいかがでしょうか。

（「はい」の声）

○議長（野村祐司議員） 角和町長。

○町長（角和浩幸君） ご指摘、ご案内頂きましたとおり、選挙時の公約の中にも盛り込ませていただきました。選挙公約だからというわけではなく、美瑛町の町の賑わいをさらに生み出していくということは、美瑛町発展のため、大変重要な課題であると思っておりますので、私としましても大きな思い入れを持ってこの事業に取り組んでいるところでございます。

（「はい」の声）

○議長（野村祐司議員） 5番、保田議員。

○5番（保田 仁議員） 町長のそういった思いの中でですね、令和5年のですね、9月にですね、議員協議会の中で、基本構想の委託業務のですね、委託費の補正に関しまして説明がございました。9月定例会でですね、基本構想委託料として891万円を計上して、10月から翌6年、令和6年の3月完了でですね、基本構想をの委託を完了して、構想をまとめ上げたという風に思っております。さらにですね、令和6年度、昨年度のですね、当初予算においてですね、整備計画の委託料として942万円を計上されております。この内容はですね、都市再生整備計画の策定に442万円と、中心市街地活性化推進協議会の運営支援ということで、500万円というところで予算を計上されております。都市再生整備計画の策定ということでいけばですね、国の交付金事業にエントリーすべくですね、計画を策定に入ったというところだったと思います。その後ですね、令和6年度、昨年度の6月からですね、パブリックコメント、

町民コメントを募集して、町民からの思いを集めたという、そういう結果になっているかなと思いますけれども、その後のことについてはですね、まちづくり委員会の説明資料ということで、ネットにアップされておりましたのをちょっと引用させていただきますけれども、今日、昨年の7月にですね、道庁の建設部と都市再生整備計画のですね、協議を行ったと。その協議において対象事業として採択を受けなければ、国の交付金事業には乗れないものだとということでございますし、そしてそれを協議の後ですね、8月末に、道から北海道から国土交通省の本省へですね、計画の説明が実施された。この段階ではですね、ほとんどの事業か所がですね、計画のエントリーが難しいという状況になったということでですね、まちづくり委員会のほうにはですね、そういった説明をされているかなと思います。内容について簡単に触れますとですね、項目的には12項目ほどの事業か所あるようですね、例えばですね、見送りのか所がですね、オーバーツーリズム対応施設ですとか、サイクルステーションですとか、あとフリーロードの補修、それから空き店舗の活用、それから体験型観光拠点、これは四季の情報館の改修ですとか、そういったものが見送り、事業見送りという結論になっているようですね、町民コメントで多くの意見が出され、要望が出されてました高齢者住宅だとか地域交流センターなんかです。精査ですとか、ゼロカーボンステーションの精査、あと、業種交流施設の精査、それからサイン計画、駅前公衆トイレの精査という風にですね、事業の見送りとですね、それから計画の洗い直しですか、精査がもうほとんどです。というような結果になっていると思います。そういった報告がですね、まちづくり委員会のほうにはされているようです。それから、こういったことですね、委員会の中で計画の中で報告されておりますけれども、どうしてこういう風子ですねほとんどですね、見送りだとか精査だとか、計画最初の計画どおりにいかない状況になったのか、初めから無理が相当あったんじゃないのかなと。こういう計画か所の実態に対して無理があったのではないかと。そんな風に思うところもありますけれども、コンサルティングコンサルタント会社を入れてですね、こういった計画を策定をしてお金をかけてつくったにもかかわらずですね、事業の要件について余計予想ができなかったというのはどういった理由があるのか。それと、どういったことからこうなったのかというところ町長の認識についてお伺いをいたします。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 本事業の経過につきましては今、保田議員からご説明、ご案内を頂いたとおりでございます。時系列的に申し上げますと、まず、都市再生整備計画、この事業を是非とも活用しようというところがまず私たちもそこを目処にしていた部分がございます。と言いますのは、議会の中でもお話をさせていただいておりましたけれども、財源もきっちり確保した、狙った上で、事業計画を立てていこうと最初に、事業計画だけで羅列して、後から財源取りに

行くんではなくて、最初から財源を見込んだ形での計画づくりを実効性を持っていこうというところがスタートでございました。で、まずは、都市再生整備計画狙いで、様々なコンサルも入っていただきました。パブリックコメントも頂きました。で、町民の皆さまの思いや願いを形にしていく中でコンサルのお力を頂いて、描いたのが、計画ができた構想が出来上がりました。で、構想をもとに、都市再生整備計画として、国・道と交渉していく中で、都市再生整備計画の掲げている要件の中に、我々が求める、また町民の皆さまが願う事業というものがなかなか要件に合致してこないということが交渉の中で出てまいりました。で、その過程におきまして、役場職員頑張って道・国ともう繰り返し繰り返しお話交渉をしていただけてきましたけれども、最終的に今、議員がご案内頂きました12の項目についての、え一道との道の最終結果が、内容精査ですとか再協議とかっていうものに結果としてなってきたところがございます。で、都市再生整備計画に行こうとしたところの理由の一つは、立地適正化計画利益が美瑛町もってございません。で、立地計画がなくても、この都市再生整備計画ができるという、電源の延長、特例がありましたのでそこを美瑛町1番有利だから狙っていこうというところで進めてきた財源をベースに進めてきたところがあったんですけども、その要件の中で細かいところを詰めていったときに、道と国と町側の見解の相違といいますか、乖離が埋まらずに、申請期限まで来てしまったということが経過になってございます。我々が描いてきたのは、町・町民の皆さまが思いを形にしてきた部分でありまして、簡単に、要件合わないから、取下げますやめますというわけにもいかず、最後まで粘り強い交渉してきましたけれども、例えばオーバーツーリズム、今、いろいろな形で問題になっています。その解消のためにこういうものが需要ですというようなお話し合いの仕方をして、オーバーツーリズムはこの計画の中には含まれませんと、そういう観点からのものではございません。というようなやりとりなどなどがありまして、結局その、乖離といいますか、溝が埋まらないまま、今に至っているということが経過でございます。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 5番、保田議員。

○5番(保田 仁議員) なかなか難しい協議だったかなと思いますので、そのご苦労も分かります。それでですね、昨年ですけれども昨年9月にですね、また同じまちづくり委員会の中にですね、現状報告ということで、令和7年度実績、実施設計、令和11年度事業完了をするというような事業計画の説明もありますし、またですね、昨年の12月の議員協議会の中でもですね、国や道からの様々な指摘に対し、今後は、基本構想をベースにしながら、改めて、中心市街地の活性化に向けた事業をソフト面から洗い出し、必要な施設建設や、既存施設の有効活用を含め、各省庁の補助メニューを活用した個別事業等の実施により、これらの事業を総合的に中心市街地の活性化整備事業を進めてまいりますということで、あとですね、そのあとの今

年の1月ですね、またまちづくり委員会の中で、都市整備計画は事実上不可能と判断したが、中心市街地活性化の取組を進めていくというところで、担当課からの説明を受けております。都市再生整備計画が採択されないということは、国の交付金だとか補助金ですね、当てがなくなり、てしまうと、財源がなく、財源措置がなかなか難しくなるというところだと思いますけれども、この事業をですね、町長はですね、あくまで推し進めるという認識だと思いますけれども、その点の気持ちはいかがでしょうか、お伺いします。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 都市再生整備計画当初目処に、を目的に動いたわけでございます。それは、パッケージ的にといいますか、面的に計画を立てればそこに対して総合的に国から支援頂けるといふところのメリットを大きく感じて、そこを狙いに行ったところでございます。その結果が計画、申請しても落とされるだろうという見込みが高い中で、申請しても仕方ないというところ、今計画構想はつくってありますけれども、国に対する提案は見送っている段階でございます。でありますけれども、最初描いた構想計画が町民の皆さまの思いがこもった、美瑛、今美瑛に必要なのはこういう形ですというものが描かれているということには変わりはないと私は思っています。それを一つずつ、実現していくためにどのようにしていけばいいのかということで、先ほど答弁したのは12か14の項目につきまして、各担当課の中でもう一度磨き上げ、ブラッシュアップ、事業についてやってほしいということのまず、各担当課での磨き上げをしているところでございます。そして、構想が都市再生整備計画のように面的に、これで一括していきますという形をとれなくなった以上は、一つ一つを個別メニューを探してきて、一つ一つできるところから実現していくという方向をとってまいるようにしているところでございます。また、この後もしかしたらご質問あるかもしれませんがその中で、財源本来にあるのかという中では、今回の結果を受けましてより一層、官民の連携という形で民間活力を活用させていただくという取組の方向の大きく視野に入れていかなければならないなという風に感じているところでございます。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 5番、保田議員。

○5番(保田 仁議員) 分かりました。そうですね、今挙がっているのは12項目とプラスですね、追加の駅前公衆トイレと鉄西公園で14項目になるんでしょうかね。総事業費ったら、これ、もうまちづくり委員会での説明だと思いますけれども、22億8,000万円というところで事業計画上がっております。うち町負担が14億1,300万円と巨額な金額になります。これ全部やるって言ったら相当な負担になると思いますけれども、財源としてですね、国庫補助金や交付金がなければ実現は、難しいんじゃないかなという風には感じますが、あつたと

してもかなり難しいいい事業なのかなっていう風に感じます。この繰り返しになりなるかもしれないですけども、この財源確保の考え方ですね、どういう風に確保していこうと考えているのか、お伺いをいたします。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 22億8,000万という試算をしておりますけれども実は多分、恐らく今もう一度計算をし直すと、この資材高騰の中で何割上がっているのかというところを、に現状はなっていると思います。そういう意味で全体事業費が上がれば町の負担も大きくなっていく中で、今、行財政改革を進めております。そこでの兼ね合いは十分に検討をさせていただかなければならないところに、今その地点に立っているという風に認識をしております。総事業費一回、トータルとして全て進めていったと想定したときが22億8,000万という当時の金額で仮定しておりますけれども、先ほど申しました一つ一つの事業につきまして、いま一度担当課のほうで、より精査をするとともに、磨き上げをしてもらってます。その中で、一つ一つの事業が対応できる財源を探してくると、別のメニューを、個別メニューで対応していこうというのが一つの今、道であります。もう一つは、先ほど繰り返しになりますけれども、民間活力を活用する形で、民間事業者のお力を頂くことができないかという視点でも、この事業化の在り方について検討を深めているところでございます。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 5番、保田議員。

○5番(保田 仁議員) それぞれ各事業か所ごとに、補助事業ですとかそういった補助、交付金などなんかのですね、事業財源を確保していきたいということだと思いますけれども、現在進んでいるですね、補助事業のメニュー、補助事業がもしありましたらですね、差し支えない範囲でよろしいのでご答弁をお願いいたします。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 現在、既に進んでいるというものは、多分お手元にあります12項目プラス2では、ございません。ただ、フリーロードの改修などにつきましては、別財源に振り替えることができないかということで今進めているところもでございます。また、どちらかといいますとご指摘頂いてます事業は、ハード事業中心になっておりまして、例えば、パブコメの中で頂いたご意見多かったのはごみのポイ捨てですとか、たばこのポイ捨てなどについて困っているというようなお話も多かったので、個別そういう今対応できることにつきましては、今年度から手をつけてまいりたいと、そういう部分で動いてるのはありますけれども、この中で、12項目、14項目の中で具体的に今動き出しているところはございません。むしろ、先ほど来申

してはすけれどももう一度、各担当課の中で、実施に向けた検討を深めてほしいというところを進めている段階でございます。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 5番、保田議員。

○5番(保田 仁議員) 5番です。分かりました。あと、その中でですね、今パブリックコメントのことが出たんですけども、高齢者住宅地域交流センターというのがですね、町民のパブリックコメントの中では結構出てたと思うんですが、こちらのほうのですね、要望が強いという風な私の認識を持ったんですが、都市再生整備計画が駄目で、箱物ですので、かなり莫大な金額がかかるだろうというところで、町民の要望を組み込んだ中ですけども、実現性はですね、どういう風に考えているのか。また、どういった財源をですね、あてる思惑があるのかという、そういったところについてどういう風に認識をしているのかお伺いをいたします。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) この中心市街地活性化のこの構想の中で出てます、高齢者住宅地域交流センターというものは、高齢者福祉住宅的な機能ですとか、グループホーム、または、僕は考えて、お子様から高齢の方までがみんなで交流できる、そういうような場づくりでございます。この全体構想の中の一つという意味ではなくて、まさにこの高齢者住宅地域交流センターというその一つの機能だけを取上げたときは、この機能は、今なお必要である、これからの美瑛町に必要であると僕は思っておりますし、中心市街地活性化全体の一部ではなく、これだけの一つ取上げて、必要性は、なお厳然にあると思っております。これを具体的に進めるには、いかにすべきかということをお問合せご質問でございますけれども、まだ確定的には申し上げることはできませんけれども、方向性として私が考えているのは、ご案内のとおり、町立病院の運営の在り方を今見直しに入っております。で、町立病院の機能がどのようになっていくかによりましてハード面でいうスペースが生まれてくる可能性もある。そうなったときに、ほかの建設している類似の施設の機能も、そこをどちらを、どこをどちらに持っていけどちらから行った結果、どこが大きなスペースがあくというような今あるスペースの有効活用が図られるのではないかなという期待があるところでございます。中心は町立病院の経営体制の改善でございますけれども、そこを、そのみならず、地域の包括支援、もう全体の取組の中で有効なスペースを活用していくことができないかという面からの検討を進めているところでございます。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 5番、保田議員。

(「はい」の声)

○5番（保田 仁議員） 既存施設をも活用した中のですね、有効活用と、現状の改善ということで考えられているということで、当然その中には補助金、財源という部分もですね、国・道だとかそういったところの財源も検討されて、そういった事業を進められていくべきだなという風に思っております。まずその点で、はい。

（「はい」の声）

○議長（野村祐司議員） 角和町長。

○町長（角和浩幸君） 下手な説明をうまくまとめていただいて、大変ありがとうございます。地域の高齢者住宅、地域交流センターが担うべき、また期待される機能を発揮していくには、既存の施設も生かしてという道もあると思っております。全てが新築、新しくしていくものではなくて、既存施設の有効活用を図っていくその中で、求める機能を発揮していくという道を探すのも、今一つの私たちが探してる道であります。その、なる上では、やはり同じように、国、道の事業をうまく活用して、補助を頂きながら、町の財源を負担かけないような形での事業進行遂行を図ってまいりたいと考えております。

（「はい」の声）

○議長（野村祐司議員） 5番、保田議員。

○5番（保田 仁議員） それでは質問をちょっと変えます。PFIの検討もしていくということで答弁されておりますけども、具体的にですね、私ちょっと考えるに、鉄西地区、駅裏から駅から国道に抜ける西大通りの沿道。これ区画整理事業のほう、旧保留地ですけどもですとか、町立病院前の宅地ですとか、今回の計画地域外ではありますけども憩ヶ森の公営住宅の跡地ですとか、こういったところはですね、事業化もやりやすくてですね、PFIなんかもですね、可能なんでないかなと、そんな風に私事では考えてしまうんですけども、PFIやサウンディングなんかもですね検討されているということですので、そこに限らずですね、今後のPFIを導入する考えというか、そういったところをですね、町長の認識をお伺いをいたします。

（「はい」の声）

○議長（野村祐司議員） 角和町長。

○町長（角和浩幸君） 今例示頂きましたエリア土地につきましては本当に広く、一体としての面積が確保できるところがございますので、ご指摘どおり、PFI、サウンディングに適地であると思っております。そして、これまでも、今日も、民間活力の活用というような表現でさせていただいておりますけれども、私も念頭に置いてるのは、そのようなエリアこそ民間の皆さまのアイデアも生かすことができるのではないかという風に思っているところでございます。そこで、PFI、また、サウンディングもこれまで議会でご指摘頂いております大変有効な機器な手段であると思っておりますので、取り入れてまいりたいと思っております。ただ、ここどうしますか、何でもアイデア出してくださいという形にはやはりならないだろうと思

っております。この土地の使い方、美瑛町としてはこういう目的でこういう形で活用していきたいけどそれについての民間の皆さまの活力といいますか、アイデアといいますか、を募るといいます。順番になっていくと思っております。そこのまさにこの土地の目的、こういう目的のためにというところの磨き上げというものを今さらに深めてまいりたいと思っております。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 5番、保田議員。

○5番(保田 仁議員) 分かりました。それでは最後になりますけれども、今年度ですね、中心市街地活性化整備事業ですね、当初予算というところでいけば、職員旅費4万5,000円と消耗品費2万円、合計の6万5,000円だけですね、計上になってはいますが、本年度どういう事業、事業内容をどういうことをするのか。そしてまた、予算が必要のない事業もあるのか、予算立てしなくてもできる事業もあるということなのか。そこら辺ですね内容ですね、事業内容。本年度の事業内容について、考え方をお聞かせください。よろしくお願いいたします。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 当初の中心市街地活性化事業の大きな、目指すべき姿構想というものは既に描かれております。その趣旨というものは大きくこれからも外れることはないという前提にあると思っております。その中で、残念ながら国・道との協議の乖離の部分で都市再生整備計画のを活用するという道は見送る形をとりました。でありますけれども、描かれている構想の中で描かれている一つ一つのものの必要性というものを十分に認識しておりますので繰り返しですけど、各担当ごとにそれぞれの事業、事業をできるものから手がけていく実施していくという方向性でございますので、予算としては今、各担当課の中で、一つ一つの事業内容を精査して次の一手を打てるためにはどうすればいいのかということ、ただいま検討している段階でございますので、大きな予算が必要になってくるという形にはなってございません。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 5番、保田議員。

○5番(保田 仁議員) 先ほど最後って言いましたけれども、もう一問だけお願いします。駅前トイレのすとか、あと、バスターミナルですとかって説明も前にちょっと聞いたことがあるような気がするんですけど、そちらのほうは中心市街地活性化整備事業とは、別建ての話ということで考えてよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長（角和浩幸君） 駅前バスターミナルの中に今ある民間バス事業者の方のバス停を中に入れていこうという話につきましては、事業者の方と進めておりました、基本的にいける方向で、移すべく方向で話を進めております。トイレのほうにつきましては、JR所有のものでございますので、JR所有のものそのものをどうするかあるいは、JRの他の用地を活用させていただくという話もございます。いずれにしてもJRとの協議の合意が必要になってきますので、まだ合意には至っておらず、なおJRと協議の最中という段階でございます。

○議長（野村祐司議員） 5番議員の質問を終わります。

次に、4番、興梠勝也議員。

（「はい」の声）

4番、興梠議員。

（4番 興梠 勝也議員 登壇）

○4番（興梠勝也議員） 一般質問。4番、興梠勝也。質問方式、時間制限方式。質問事項1、公益通報者保護法に則った内部告発への対応について。今年5月、消費者庁から全国自治体に向け、行政機関における公益通報者保護法に係る対応の徹底についてと題した通達が出されました。公益通報または内部告発は、誰かを貶める悪ではなく、職場環境を良くし仲間を救う、前向きな勇気ある正義です。さらに全員が監視員となることで、不正を防ぐ抑止効果や自浄作用も高めます。信憑性の高い内容でありながら、都合の悪いものを怪文書と呼び捨て調査も行わず、犯人捜しをするようなことは、あってはなりません。

今回の通達では、報復行為などが行われないう、公益通報者または内部告発者への対応の徹底が記されており、報道機関等への通報者の措置も盛り込まれています。ハラスメント、隠蔽、不正行為をはじめ、公益通報または内部告発の内容は多々ありますが、今回の通達により、自治体内部で発覚した問題に対し、職員が安心して、外部機関も含めて通報や告発できる環境が整うことが期待されます。そこで次の3点について伺います。

（1）公益通報と怪文書の判断について。

（2）公益通報への理解を深めるための職員研修等について。

（3）公益通報または内部告発の窓口及び通報を受けた後の体制や対応について。質問の相手は町長です。

町民サービスの在り方について。質問の要旨、まちづくりにおいて、最優先事項としなければならないことは町民の幸せであり、住んで良かったと思ってもらえるよう、行政と議会が共に町民の幸福度や満足度を上げる努力を怠ってはなりません。一方で近年は町づくりのプロジェクト等の外部委託が増えている傾向にあり、町民と歩むまちづくりではなく、関係人口と歩むまちづくりとなっているのではないかと疑問も生じています。これではまちづくりを担う町民や町職員は育ちません。まちに求められているのは、町民の誰一人も置き去りにしない、

町民ファーストのまちづくりです。町民の生活の足元にも目を向け、誠意ある対応をしていくことは、幸福度や満足度の向上につながり、さらに人口増や町の発展に結びついていく可能性も広げられると考えられます。

そこで、町民はまちの財産ということを踏まえ、次の3点について伺います。

- (1) デジタル化による町民サービスの効果について。
- (2) 町民の意見や提案への対応について。
- (3) 町民への説明責任に対する考え方について。質問の相手は町長です。

○議長（野村祐司議員） 4番議員の質問の答弁を求めます。

（「はい」の声）

角和町長。

（町長 角和 浩幸君 登壇）

○町長（角和浩幸君） 4番、興梠議員さんからの2項目にわたります質問、まず1項目め、公益通報者保護法に則った内部告発への対応について、お答えいたします。公益通報者保護制度は、企業や行政機関において不正や違法行為などの事案を通報した労働者等が、その通報を理由に解雇や不利益な取扱いを受けることがないように、安心して通報できる環境を整備し、不正の早期発見や是正を促進することを目的としております。

1点目につきましては、公益通報者保護法における公益通報とは、労働者等が役務の提供先において、一定の法令違反行為等の通報対象事実が生じ、または生じようとしている際に通報することとされております。議員の御質問にあります怪文書の定義は不明ですが、仮に出所不明で不確かな情報を含む文書であった場合には、不必要な混乱や社会的不安を招かないよう、文書の内容を十分に検証した上で、法の規定に基づく内容であれば、公益通報として取り扱うものと理解しております。

2点目につきましては、公益通報者保護制度に限った内容では行っておりませんが、定期的にコンプライアンス全般に関しての職員研修を実施し、法令遵守のみならず、社会的規範を意識した行政執行を進めております。今後におきましても、各種制度について正しい理解と適切な運用を図るよう、更なる職員研修の充実に努めてまいります。

3点目につきましては、通報の内容に応じた対応となりますが、基本的には総務課を窓口とし、通報対象事実の調査を行った上で、公益通報者保護制度に準じた対応を図ることとしております。

質問項目2点目の町民サービスの在り方について、お答えいたします。本町のまちづくりは、自治基本条例に掲げられた、町民主体の自治の実現を目指すものです。そのためには、情報の共有、町政への町民参加、地域課題への協働といった条例の基本原則を着実に遵守していくことが不可欠であると考えております。また、自治基本条例では、町外の人々との連携及び協力

によって、そこから得られた知恵や情報をまちづくりにいかすよう定められております。本町に多様な形で関わりを持つ関係人口とも連携し、協働の関係を築きながら、本町が抱える地域課題の解決に向けた取組を推進してまいります。

1点目につきましては、本年3月に実施したアンケート結果から、行政情報の取得や申込み等にLINE公式アカウントが活用されており、その利便性に対する満足度が非常に高いことが明らかになりました。また、デジタルツールの活用により、町からの情報を随時、迅速に発信することが可能となり、災害時の緊急情報やイベント、生活に関わる情報をタイムリーに届けることが可能となることから、デジタル化の有効性を感じております。

2点目につきましては、町民の皆さまからの御意見は、町ホームページ上の問合せフォーム、町民提案事業、公共施設に設置されております御意見箱等により受け付けており、内容に応じて担当課で検討を行った上で、適切に回答・対応しております。なかでも町民提案事業は、予算編成において御提案いただいた内容や実現性を総合的に勘案し、予算化の可否を含めて慎重に検討を行っております。過去には新事業として予算化された例もあり、また既存の事業に追加する形で実施した事例もあります。

3点目につきましては、情報の共有が町民主体の自治の実現に不可欠であるという認識の下に取り組んでおります。自治基本条例に定める基本原則に基づき、町政に関する情報は、可能な限り速やかにかつ分かりやすく町民の皆さまにお伝えするよう努めており、具体的には、町ホームページや広報紙のほか、LINE公式アカウントやSNS、説明会など、多様な手段を活用し、情報の共有と発信に取り組んでおります。特にデジタルツールを活用した即時性のある情報提供に力を入れており、町民の皆さまがより身近に感じ、主体的に関わっていただける環境づくりを目指しております。

今後におきましても、町民の皆さまとの信頼関係を礎に、開かれた町政運営に努めてまいります。以上です。

○議長（野村祐司議員） 4番議員の質問事項1の再質問を認めます。

（「はい」の声）

4番、興梠議員。

○4番（興梠勝也議員） 4番、興梠です。公益通報と怪文書、先日ですね、私のところに来たんですけども、ほかの方にも来たようなんですけれど、何か告発文書なのか怪文書なのか。そん中にですね、そちらに座ってる職員の方が一般質問を書いて議員に渡しているっていう風にしたんですよね。と思ったら、今回一般質問がたった5人になっちゃったっていうのが、なかなか感慨深いものがあるんですけど、これ一般質問を書いて渡しているっていうのは、これつい5月ですね。苫小牧市議会で問題になって、新聞やニュースなんかでもかなり大きく取り扱われていましたけれども、これももとは、苫小牧市の幹部職員なのか、代表質問の作成

をもって署員や職員にメールしたものが絡みでて発覚してるんです。内部告発ですよ。内部情報なんで。この後、議会では質問内容を作成しないよう要望書を提出。作成しないと回答を受けたくち、議会ではやらせ、質問受け取らない決議を全会一致で可決してるんです。これ内部告発がこれ成果を上げた事例で、よく怪文書だという風にしてない、しないでこんな風に調査したなという風に私も思っている事例なんですけれども、美瑛も今回多分職員の方なのかなっていう気もするんですけれども、確かに言われてみれば、何か答弁とかみ合わないで原稿棒読みするか、町長がよく質問してくれました。何か機器としてしゃべってる場面なども何か思い出したりもするもので、こういった投書については、告発文なのか、根も葉もない怪文書の、怪文書とするのか。取りあえずは調査する必要があると思うんですけれども、このようなケースについての対応っていうのをちょっと考えを伺います。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 議員が今の質問の根底にしております文章が私どもはよく分かりませんので、そのことに対してはお答えができませんけれども、先ほど答弁したとおりでございます。仮に出所不明で不確かな文書情報を含む文書があった場合は、不必要な混乱や社会的不安を招かないよう、文書の内容を十分に検証した上で、法の規定に基づく内容であれば公益通報として取り扱うものとしたしているところでございます。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 4番、興柁議員。

○4番(興柁勝也議員) 怪文書の定義は不明ですがという答弁されてますけれども、2年前に怪文書上がっていく手にあちこちで騒いでたじゃないですか。これ記憶ないですかね町長さん。これ事実じゃないんだったら、誤解やデマの格差はここにも書いてありますね。社会的不安を招かないようになっていう答弁でも、ここで同じです。でも、デモなどを起こさないように、一応デマや拡散を防ぐために、一応調査っていうのを、必要があるんでしょうか。それと法の解釈って言いますがけれども、法の解釈にこの規定に基づくのであれば、法律は解釈次第どんなものにもなるんです。だから、裁判でも、お互いの法の解釈の上で主張し合って、裁判官が法の解釈によって判決が変わることもあるわけでしょう。その一番いい例がちょうど昨日ちょっとやったもので、これですよ。ちょっと。内部告発した先生が懲戒解雇。これすごく大きく新聞にでてるんで、これ見た人がいると思います。これ。これ何ちゅうかな。告発した教員の方が懲戒解雇されたんですよ。これ、幼稚園の教員免許試験の札幌の学校なんですけれども、専門学校なんですけれども、これ教員試験のざっくり言いますと、教員試験の教員免許試験のときに、学生に模範回答を丸写しさせたということで、学校法人の理事長などに改善を訴えていたけれども、改善されずに、幼稚園の教師教員の質が保てなるとして、やむなく外部機関や報

道機関に公益通報したと。そしたら本来なら保護されるべきが懲戒解雇を受けたと。これ、学校法人側の言い分では、公益通報ではないっていう解釈なんです。法の解釈でいうと。でも公益通報保護法では、公益通報を理由とする解雇の無効及び不利益取扱いの禁止を限定している。しているんですけど、逆に言うと公益通報と認めなければ、こういう解雇もできるっていう風な解雇や降格処分の報告もできるっていうことになるんですよ。これが法の解釈で、ここで言ってることそういうことですよ。同じことを言ってるわけでしょ。法の解釈に法の規定に基づく内容であれば、公益通報で取り扱うって。これ、法の規定に基づかないという判断をすれば、都合の悪いものは隠蔽できるっていう話になってくるんです。この法の規定っていうのは、犯罪行為とか行政処分になるような内容ですよ。たださっきの一般質問を書いて渡すとか、模範解答を丸写しさせるとか、こういうのは、法に触れる行為ではないかもしれないけれど、倫理感や規範意識の問題があるじゃないですか。こういうところを改善させるためにも、法の幅広い解釈にのっかって、公益通報を取り扱うべきというのが、一般的な感覚となると思うんですが。それでも法に抵触しないなら、何やってもいいという風にとれることについて理由を説明してください。

○議長（野村祐司議員） 興柁議員、ちょっと質問を整理しますが、質問の趣旨を整理しますが、箇条的にちょっと質問、もう1回言ってください。

○4番（興柁勝也議員） 法に抵触しないなら何をやってもいいという風にとれるような理屈になっていますけれども、この内容について説明してください。

（「はい」の声）

○議長（野村祐司議員） 角和町長。

○町長（角和浩幸君） 私どもが先ほどから答弁してるような法の規定に基づいて対処していくということを申しているところでございます。

（「はい」の声）

○議長（野村祐司議員） 4番、興柁委員。

○4番（興柁勝也議員） 4番、興柁です。いや、だからさっき言ったように法の項の規定に基づいてというのは、法の規定というのは、捉え方自体でもどういう風にでもできるでしょっていう話になってんです。だから法の規定っていうよりも、もう少し違ってその前の段階で調査というものが必要じゃないですかっていう話をしてるんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（野村祐司議員） 興柁議員、法の解釈のことを求めているんですか。法の規定について今町長が答弁したとおりでと思うんですが、それと違う答弁を求めるといことですか。4番、興柁議員。再質問をお願いします。

○4番（興柁勝也議員） 法に基づいてっていう部分が、法の規定っていう解釈によって変わっ

てくるので、こういう法の規定っていうよりも、できたら公開し、文書が出た段階で調査というものがなきゃいけないですかっていう話をして、質問です。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 先ほどから答弁しております文書の内容を十分に検証した上で、その上で、法の規定に基づく内容であれば公益通報として取り扱うものとしたしております。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 4番、興梠委員。

○4番(興梠勝也議員) 何か納得いかないですけども、まあいいです。次、さっき言った、事業をやりたいからこの内容の一般質問をしてくれと書いて渡すまでは、もうこれ多分、法に抵触しないんで、これは公益通報じゃないですよという風に出されますよね。それだったら。法の解釈だったら。でもそのあといっぱいおごるからさとか、何か見返り求められたらこれ増収増税になるわけですよ。だからその先があるからここところをきちんと調べる必要があるんじゃないんですかっていうことなんですけれども。これ仮に抵触したとしたら、だから法の規定とか前例にとらわれず、調べて、法に規定しないんだったらいいっていうんじゃないんで、その先まで見ていかなきゃいけないんじゃないんですかっていうことをちょっともう1回お聞きします。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 公益通報者保護法の法が規定している、通報対象事実というものは厳格に法の中で定められております。それをそのままそれだけを運用するのか、もうちょっと幅広く構えるのかというのはその自治体なりの判断になるのかなという風に思っております。一般論でございますけれども、美瑛町といたしましても、通報事実が、この法公益通称通報者保護法の規定する通報、対象事実のみに絞るべきかどうかというところの議論はしてないところ。議論をしてないといいますか、そこに対する何か規定があるわけでは現在ございません。ございませんので、今一義的には法のもとで動くということがまず一義的でございますけれども、議員ご指摘のように、そんな堅苦しいことではなくて、もう少し幅広く受け止めるべきであるということももっともだと思っております。そういう意味で、美瑛役場内には様々な情報が入ってまいりますので、先ほども申し上げましたとおり文書の内容につきましては、一つ一つ十分に検証の上でさらにその踏まえて法の規定についての照らし合わせを行っているというのが現状でございます。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 4番、興梠委員。

○4番（興梶勝也議員） 4番、興梶です。分かりました。ちょっと、それでは、これ公益通報の理解を深めるための研修っていうとおかしいんですけど、事例を挙げると、これ2年前でしたっけね、南富良野で道の駅の入札工事で増収賄やりましたよね。これ確か町長さん辞められたんですけども、今、北見市で幹部が業者から接待を受けているっていう、こういうものも内部告発で出てくることで、なんですけども、こういうのっていうのは、やりなさいとは言わないでしょうけれども、職員に対してこういうことに対して何か研修みたいなもの、公益通報に対して研修みたいなものはされてるのでしょうか。

（「はい」の声）

○議長（野村祐司議員） 角和町長。

○町長（角和浩幸君） 先ほども答弁申し上げましたけれども、公益通報制度そのものに絞った形の研修ではございませんけれども、コンプライアンスに関する研修という役場職員に求められるコンプライアンスなどの研修につきましては、ほぼ毎年のように行っているところでございます。

（「はい」の声）

○議長（野村祐司議員） 4番、興梶議員。

○4番（興梶勝也議員） 4番、興梶です。こういう情報ってね、なかなか外から調べようがないんです。例えば、情報公開請求しても、令和2年9月30日町長旭川市の料亭。結構いいところ行ってますよね。これ、どことは言いませんけれども、これ公用車で送迎なんで公務。でも、交際費の支費ない。自費で払ったとしたら、プライベートでこういう使ってることになるってこれ料亭の料金、誰が払ったのかって、8月30日、8月25日も同じようなところ住所書いちゃって、料亭ですよねきっと。それでも飲食の打合せ美瑛町内でもあります。こういうのを全部黒塗りでしか出てこないんです。外で情報公開すると。だからこういった、だからこういった公益通報というのが大切になってくるし、こういった黒塗りのない書類を見れるのは、職員の皆さんなんです。だから、公益通報、内部告発が重要性を増してくるんです。だからこういったもので、ただこれコンプライアンスって言ってますけど、コンプライアンスは守秘義務も含むわけでしょ。こうなってくると、公益通報で証拠書類出したらこれ情報漏えいでコンプライアンス違反問うよっていう風な話にもなってくる。この間のコンプライアンスと公益通報制度の兼ね合いってのはどういう風に考えてるのでしょうか。

○議長（野村祐司議員） 興梶議員、ちょっと質問整理します。今の、この公益通報に関する職員研修について、これの答弁を求めているということですね。そういうことですね。

○4番（興梶勝也議員） はい。

○議長（野村祐司議員） 前段いろいろ、ほかの町村のこと言いましたけど、今求めているのは、公益通報に対する職員の研修について、町はどう考えてる理事者どう考えてるか、このような

ことでいいんですね整理しますけど。

○4番（興梠勝也議員） はい。

（「はい」の声）

角和町長。

○町長（角和浩幸君） これまで行っております、職員研修につきましては、職員に求められるもの内容として、クレーム対応ですとか、ハラスメントの対応、また表題としてコンプライアンスということでコンプライアンス全般、地方自治体に対する不当要求についてということ、あるいは個人情報保護の重要性の再認識のためにということなどなどでございます。コンプライアンスに対する認識を深めるということが、公益通報の中もその中に入ってくるのかなという風に受け止めております。

（「はい」の声）

○議長（野村祐司議員） 4番、興梠議員。

○4番（興梠勝也議員） 興梠です。いや、だから質問研修などで指導するときに、コンプライアンスでの守秘義務と、公益通報というのは外に出すということなんで、相反する話なんです。だからどのように研修をされてるのかっていうその辺の整合性ってのはどのような形でやられてるのかということをもう一回お聞きします。

（「はい」の声）

○議長（野村祐司議員） 角和町長。

○町長（角和浩幸君） 今議員がおっしゃったようなピンポイントの守秘義務と公益通報の関係についてというタイトルの名前での研修というのは、これまでのところ実施しておりません。

（「はい」の声）

○議長（野村祐司議員） 4番、興梠委員。

○4番（興梠勝也議員） 4番、興梠です。これ、実施してませんっていうんだったら、これやってないって、やってないっていうのは何か、やらなきゃいけないんじゃないんですか、ちゃんと。分からないでしょ。だってそれだったら公益通報した人が、公益通報しようとした職員さんが、これ守秘義務違反に問われたらどうしようというやっぱり不安も覚えるわけで、これはやらなきゃいけない。なぜやらないのかっていう理由をちょっと教えてください。

（「はい」の声）

○議長（野村祐司議員） 角和町長。

○町長（角和浩幸君） なぜやらないのかと言って排除しているわけではございません。これまでの研修体系、また研修のメニューの中から、必要と思われるところを検証しているわけでございまして、何かあえて意図的に避けているという外している、そのようなことは一切ございません。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 4番、興梠委員。

○4番(興梠勝也議員) 4番、興梠です。じゃこれからやるってということですか。よろしいでしょうか。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 必要な研修を深めてまいります。その際研修先の皆さま、または研修メニュー様々ございますので、可能性として公益通報者制度についてが表題議題となることも、可能性としてはございます。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 4番、興梠委員。

○4番(興梠勝也議員) いやだから、これコンプライアンスとは別の形で、公益通報というのは別の外部研修という形でやっていかなければいけない、整合性可能性なんじゃないかというふうに考えてるんですけども。やっぱり守秘義務と、公益通報っていうのは全く相反するものなんで、この辺分けてやっぱり考えていかないという中の一つですって、考えたらやっぱり混乱を生むと思うんですよね。職員の方も。この辺はどう、もう一回どう考えてらっしゃるのか、分けて今後分けてなくてもいいっていう考え方ってのも、もうちょっと説明お願いできますでしょうか。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 職員が学ぶべき研修内容というものは、非常に多岐にわたっているわけでご覧になって、限られた体制の中でそれでも様々な形で議職員研修を毎年繰り広げております。繰り返しております。その中で、必要と思われるテーマについてそれぞれ研修を行っているところでございます。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 4番、興梠委員。

○4番(興梠勝也議員) 分かりました。次、3番、窓口についてということになるんですけども、これ職員っていうのはこれ、外郭団体にも告知されているのか。例えば例えばですけども、出向している職員もいらっしゃいますよね。こういう方々に対して、そこで働く方々も相談できる体制周知などを行っているのかどうか、この中の職員だけではなく、もし、もし万が一、外に出ている職員に問題があった場合、そこで働く方々、外郭団体の方々が、何か相談できるような体制っていうのを、町のほうで窓口、そういうのを周知されているのかどうか、その体制をちょっと。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 派遣職員については、外部で働いている時であろうとも、総務課が窓口になっているという事の周知は図っているところでございます。ただ、派遣職員がいる先の各種様々団体の中で全てに統一されているかどうかというところはちょっと、そうであるとはお答えできないちょっと分からないところがございます。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 4番、興梠委員。

○4番(興梠勝也議員) 4番、興梠です。いや、分からないってことはどういうことなのかっていうのをちょっとお伺いします。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 恐らくそのような団体でも総務課に対して相談があるものと思っておりますけれども、何か文書の形で通知しているということにはございません。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 4番、興梠議員。

○4番(興梠勝也議員) 興梠です。そこその部分で、一応職員の方なんですよね。もしも何か問題が、問題を起しているのが職員の方だったらやっぱり町に責任があるから、その下に働いてる人たちっていうのもやっぱり、一応そこにも周知させておかないと、こういう問題があったら総務課なり何なり窓口にご相談してくださいということをおかないと、これ機能しないんじゃないんですかね。公益通報やコンプライアンスも、この辺どう考えてるんでしょう。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 各組織団体のことですので正直よく分かって私は把握しておりませんが、派遣職員が行った先の各組織団体の中で、その中で公益通報者制度があると思いますので、そこがまず機能するのではないかなと思っております。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 4番、興梠委員。

○4番(興梠勝也議員) だけどそこが機能した場合でもその職員さんが来た場合は結局町に来るわけでしょう。その部分で、結局何かこう迂回して、こう来たこう来たというよりも、直接訴える場所にふほうに町を町で持つっていうのは、何か正しい道のように思うんですけど。その辺でこっちでやってこっちでやってくれと私は知ら私たちは知らない自分たちを派遣して

において、この職員があったことは私は知らないよというような形にも聞こえるんですけども、その辺りどうなんでしょうか。その辺もう一度説明お願いします。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 派遣した職員であるから町を離れているとは言いません。ですけども、行った先に組織があってその組織、そこでの専従職員さんたちが多くいる中で、その組織としての外部通報制度というものは、あろうかなと思っておりますので、まずそこが対応することになるのではないかなと思います。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 4番、興柁委員。

○4番(興柁勝也議員) これ多分総務課が何か担当窓口になっているっていうことになってるんでしょうけども、これもし総務課内で問題があった場合に、第2第3の対応できるような窓口体制というのとはっておられるんでしょうか。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) まあ仮定の話ですので、お答えがしにくいですけども、その場合は私なり、副町長のところに相談なり、通報があるのではないかなと思います。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 4番、興柁委員。

○4番(興柁勝也議員) 分かりました。ちょっとね、これこそ消費者庁によるガイドラインでね、非常にいいこと書いてあってですね。内部通報制度の意義として、内部監査機関の強化及び組織の自浄作用の向上に寄与するなど、地方公共団体の法令遵守の確保につながるものである。地方自治に対する住民の信頼の確保並びに地域住民の生活の安定及び社会経済の健全な発展に資するものであるという風に、書かれていて、今回は、公益通報者保護法の徹底。徹底っという結構強い言葉で消費者庁通達出してるんです。これ、美瑛町でも保護の徹底を遵守していくのか、ちょっと改めて決意っていうか、覚悟のほどをお聞かせ頂きます。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 公益通報者保護法の理念といいますか、目的は、通報者を保護するところが第一義であると私は理解しております。当然、公益通報にのっとった形の通報者を保護していくということは、法に基づき、しっかりと努めてまいりたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 4番、興柁議員。

○4番（興柁勝也議員） どうなんか本当に守ってもらえるのかっていう不安のほうが私高いんですけども、再度聞きます。本当に守ってもらえるんでしょうか。

○議長（野村祐司議員） 興柁議員、何、何をどう、

○4番（興柁勝也議員） いや、だから。

○議長（野村祐司議員） 理事者に求めているのか、それを明確に質問してください。

（「はい」の声）

4番、興柁委員。

○4番（興柁勝也議員） だから公益通報の保護っていうの遵守っていうのは本当に守ってもらえるのか、もう今一度、確かな言葉でお願いしたいんですけども、お願いって言葉使っちゃいけないんですね。改めて、お伝え頂きたいんですけども。

（「はい」の声）

○議長（野村祐司議員） 角和町長。

○町長（角和浩幸君） ただいま申しましたとおり、公益保護者、保護法の精神にのっとり、保護者を、通報者を保護していくということは、しっかりと努めてまいりたいと思います。

（「はい」の声）

○議長（野村祐司議員） 4番、興柁委員。

○4番（興柁勝也議員） 繰り返しますが、接待とか誰かに便宜を図るとか、入札情報の漏えいとか不正行為とかハラスメントとか、隠蔽をはじめ、問題されることは様々ですけども、公益通報または内部告発は前向きな勇気ある正義の行動です。仲間を守り職場を健全にひいては町民の信頼を得て、町全体をよくするものです。そして、それできるのは皆さんなんですよ。これちょっと忘れないで言っておきたいですね。公益通報の保護の徹底も通達されています。報道機関等への通報者の措置も盛り込まれています。ただし単なる怪文書として扱われないよう、告発内容を裏づけるものが必要なことは注意してください。公益通報、内部告発が積極的に行われ、よい町に導いてくれることを大きく期待しながら、次の質問に移ります。次に町民サービスの。

○議長（野村祐司議員） 興柁議員、答弁しなければなりませんので、町長から再度今の意見を聞いて答弁をして。

○4番（興柁勝也議員） 別に質問内容ないんですけど、いいですか。分かりました。これでいいなら。

○議長（野村祐司議員） 一問一答ですから、町長から。私から質問してないんですけど。いやいいです。続けてください。お願いします。

（「はい」の声）

角和町長。

○町長（角和浩幸君） 重ねてでございますけれども保護法の本質にのっとり、適切に努めてまいります。

（「はい」の声）

○議長（野村祐司議員） 4番、興梠委員。

○4番（興梠勝也議員） 町民サービスの在り方についてですけれども、今回、私別に関係人口が悪いって言うわけじゃなくて、それはそれでやっていけばいいんです。ただこちら側の依存度が高まるあまり町民がないがしろにされているのではとの不満の声が多くなっていることから、今回、問題として挙げてるんですけれども、デジタル化、答弁では何かLINEやけに強調してますけども、LINEやってる人が、これは有効だというのは当たり前なんです。そこで、横文字好きじゃないんですけれど、このサイレントマジョリティー、物言わぬ大衆の意見はどうかっていうこと。これほかのことにも言えるんですけれども、そういった町民の声、声にならない声で声を上げない声ですよ、吸い上げることこそが、大切にライン云々じゃなくて、まちづくりから置き去りにせず、町民の満足度を上げるために、どのようにデジタル化町民サービスの効果をやっているのかということ踏まえて効果っていうのを、お聞きしているので、この辺りもう一度説明をお願いします。

（「はい」の声）

○議長（野村祐司議員） 角和町長。

○町長（角和浩幸君） デジタル化の効果というご質問でございますので、それを実感されている方々のお話声を紹介をさせていただきながら、答弁をさせていただきました。LINE公式アカウントでございますけれども、例えば防災無線等これまでの従来型のサービスというものも並行して継続してございます。当然、ラインになじまないという方はそちらのほうをご利用頂いておりますので町民サービスとしては、一つ選択肢がデジタル化によって増え、それを有効に活用していただいている町民の皆様が、増えているという風に分析をしているところでございます。

（「はい」の声）

○議長（野村祐司議員） 4番、興梠議員。

○4番（興梠勝也議員） 後ほど、AI防災無線も出てきたんですけれども、これ、誰が望んだのか、AIにしてくれって言ったのか、何かちょっとね、名前のおかしな言い違いもあったし、私の周りだとあんまりこれ評判よくないもので、職員なら声で、あの人だって思い浮かぶんですけど、今、顔が見えなくなったと。何か町民と職員の間を声を通して、顔の見える関係性があつたのに、親近感、関係性、これがなくなったってことで、何か最良の町民との一番良好な関係を築けるのは、最良の住民サービスなんですよね。そういった顔が見える関係っていう。ここが薄れてるから最近町民の満足度や幸福度も下がってるんじゃないんですかね。何か

ごみステーションや近所トラブルの対応なんでもそういった何か相互のコミュニケーションみたいなものが薄れてきているから、このデジタル化デジタル化っていうことで、何かこう、顔の見える関係というのが薄れているから何か誤解を招いて、何か不満が高まっているような形になっているのかなっていう感もあるんですけども、このあたり顔の見える関係性の必要性、デジタルで遠くから言うんじゃないで遠くから文字で言うんじゃないで、顔の見える関係性っていうのはどのように考えているのか。

○議長（野村祐司議員） 質問趣旨をちょっと整理します。今の質問は放送のことを言ってるの。最後の質問の趣旨を明確にポイント的に言って。

○4番（興柁勝也議員） 分かりました。最後、最後の言葉です。

○議長（野村祐司議員） 4番、興柁議員。

○4番（興柁勝也議員） 顔の見える関係の必要性をどのように考えていますか。

（「はい」の声）

○議長（野村祐司議員） 角和町長。

○町長（角和浩幸君） 顔の見える関係性ですとか、良好なコミュニケーションというものが、町民の皆さまと職員の間で築かれなければならない、築かれることによって、上質な町民サービスが提供できると私も思っております。その中で、デジタルとの関係で言えば、相応の関係を前提にデジタルツールが様々な有効に発揮できる場面というものも多々出てきているのが現代社会であると思っておりますので、両方をうまく両用させていきたいと考えております。

（「はい」の声）

○議長（野村祐司議員） 4番、興柁議員。

○4番（興柁勝也議員） 次、町民、2番、町民の意見や提案への対応について。これでいうと、例を挙げるとコミュニティマーク。これ、誰がコミュニティ町章以外の新しいマークがほしいという風な要望があったのか。これ、機運が町民なりで盛り上がっていたのか、町民を大事にしている意見は聞いて、聞いてるんですけども、これ選定委員会でも違うデザイン十勝岳や、選定委員会でも、十勝岳柱とデザインが一番だったんですよ。町民アンケートも十勝岳のデザインが圧倒的に評価っていうのが多かったんですよ。それにもかかわらず、美唄、美深でもあるBのデザインに決定した。町民の意見や提案っていうのを何のための委員会だったのか、何のためのアンケートだったのか、これ町民の意見をこれどういう風に聞いて対応しているのか。

（「はい」の声）

○議長（野村祐司議員） 角和町長。

○町長（角和浩幸君） コミュニティマーク、それは具体的にはコミュニティマークを例にしますと、町民の発案から始まったものではないかもしれません。町として、今、こういうものが

必要であるという判断のもとで、町民の皆さまが参画する形でデザインづくりから選定に至るまでのところ、あらゆる形で町民の皆さまの声を頂いたところでございます。その上で町民の皆さまの声を受け、総合的に役場として判断をさせていただいて、最終の形に決まったという流れでございます。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 4番、興柵議員。

○4番(興柵勝也議員) 4番、興柵です。いやだからこれほかでも他のアンケートもとってま  
すけれども、反対意見とかもいっぱいあるんですね。ただ圧倒的多数の意見を封じて何か知  
らないけど、こっちに町の意見に決まっているっていう、こういうところがあるから、町の意  
見や提案についての対応っていうのはどんな風にされているのか、町のことを結局押しつけ  
ていう風な形になるのか、圧倒的多数の意見っていうのは、ないがしろにされている部分が今  
回もあったんで、コミュニティマークでもあったんで、この辺りをどんな風に考えているのか  
っていうことをもう一度対応についてお聞きします。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 先ほどちょっとコミュニティマークに絞ってという前提でお話しさせて  
いただいたら私もそのことを考えておまして、ここにこのことのみならず、あらゆること  
でも広く町民の皆さまからはご意見を頂くという形をとっております。パブコメをはじめ様々な  
形をとっておりますけれども、その中で満場一致、100人が100人、1,000人が  
1,000人がこれでいこう。これが賛成という形はございません。賛成意見もあれば、反対  
意見もある。多様な意見がある中で、最大の公約数のところを目指し、選んでいかなければな  
らないのが、行政、我々の仕事であると思っております。先ほどの中で言いましたけれども、  
総合的な判断という形の表現にしかならないかもしれませんが、様々な町民の皆様のご  
意見を伺い、あつた上で、総合的に責任を持って決めさせていただいております。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 4番、興柵委員。

○4番(興柵勝也議員) いや、さっきのまたコミュニティマークになりますけども、総合意見、  
総合的な意見っていうと、総合的な意見で、選定委員会でも、十勝岳町民挙げて十勝岳も総  
合的には十勝岳のがいいってみんな言ってるわけでしょう。だからこの辺が何か分からない。  
次の説明責任に対する考え方についてもつながっていくんですけども、これもうちょっとき  
ちんと説明していかないと、何でっていう疑問ばかり残っていくんで、この辺の説明責任に  
対する考え方はきちんと説明責任果たしているという風に考えているのか。お伺いします。

(「はい」の声)

○議長（野村祐司議員） 角和町長。

○町長（角和浩幸君） 一つ、どの案件でありましても、多数決で決めるということではなくて、意見の重み、重要性など様々な要素がありますので、もう個別一つ一つのことになっていってしまいますので、一言一般論では申せませんが、総合的に判断して決めさせていただくことが、町民意見をお伺いした中で最終決定、意思決定の中ではどうしても出てくるということをご理解を頂きたいと思います。その過程につきましては、様々公開しておりますので情報の公開については図られていると認識をしているところでございます。

（「はい」の声）

○議長（野村祐司議員） 4番、興柁委員。

○4番（興柁勝也議員） 4番、興柁です。どうも何か町民の意見が反映されてないのかなという風にしか思えないんですけれども、今回の芸術文化もやるって言うって、これまで芸術文化っていうと町でこども陶芸展とかやってたわけですよ。それ今年、中止にされてるんです。だから、育ってきた文化芸術っていう部分についても、これ理解あんまり得られてないんじゃないかという風に思うんですけれども、この辺も何でこっちをやめて、今まで19年間続いてこっちをやめて、新しくこっち予算つけて始めなきゃいけないのかっていう説明も全くないし、このあたりの行政の進め方っていうのは説明責任というのは果たされてないんじゃないかっていう風に思うんです。思うんで、このあたり、この辺、このあたり、これから町民サービス、もう時間がないんで、町民サービスっていうものに対して説明責任というのは必要ですので、どのように果たしていくのか。町民サービスの今後の方向性っていうものを考え、お聞かせください。

（「はい」の声）

○議長（野村祐司議員） 角和町長。

○町長（角和浩幸君） 個別の事業の在り方につきましてはちょっと様々な深い形、深い長い経過がございますので、今日はここではお話できませんけれども、説明をせよと言われてれば説明をする機会を設けたいと思います。で、今日今は町民サービスの在り方でございますけれども、自治基本条例が今この町の基本的な自治の方向性を定めております。そこの精神にのっとりまして、その精神の一つには、情報の公開と共有、町民参加というところは大変大事でございますので、今のご質問のご趣旨の中でいきましたら、きっちりとした情報公開を徹底していくということに努めてまいりたいと思います。

（「はい」の声）

○議長（野村祐司議員） 4番、興柁議員。

○4番（興柁勝也議員） 4番、興柁です。徹底した情報公開っていう、情報公開。最後に、どのような形の情報公開、ネットなのか、ラインなのか、それとも広報なのか、ホームページな

のか、その辺のような形で、どのようなスパンでやっていくのかっていうのをちょっとお聞かせください。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 媒体は様々であると思っております。もう全てです。ホームページも、ですし、ラインもそうですし、議会がその最たるものであると私は思っておりますけれども、議会の皆さまに対する説明を差し上げるというところに尽きるかなと思っております。そして対象につきましては、ただ、一日一日もうあらゆることが役場で起きてますので、どの情報をどのタイミングで適切に公開していくのかということを十分気をつけて、漏れのないように努めてまいりたいと考えております。

○議長(野村祐司議員) これで4番議員の質問を終わります。

---

散会宣告

---

○議長(野村祐司議員) 以上で本日の日程は全部終了しました。これで散会いたします。

---

散会挨拶

---

○議長(野村祐司議員) ご苦労さまでございました。5名の質問からそれぞれ質問がありました。今回5名の質問、それぞれ人間が性格それぞれ違うように、質問の趣旨もそれぞれ違います。あまり前説が多いと質問がぼけてしまいますので、明日町長から提案された、いろんなものが案件であります、その辺も心得ながら、あしたまた論戦をお願いいたし、いたしたいと思っております。以上でございます。よろしく申し上げます。ご苦労さまでした。

午後2時21分 散会

上記のとおり相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和7年9月9日

美瑛町議会 議長 野村 祐 司

議員 興 梶 勝 也

議員 坂 田 昌 則